

## 民法（債権関係）の改正に関する要綱案の原案（その1） 参考資料

部会資料84-2には、「検討中の改正条文案と要綱仮案との対照表」が添付（逆綴じ）されている。

この対照表の上段に掲載されているのは、「民法（債権関係）の改正に関する要綱仮案」（平成26年8月26日部会決定）に基づき進められている条文化作業における現段階の案文である。ここでは、要綱仮案の各項目に直接対応する条文案のみでなく、整備的な改正を要すると考えられる条文案等をも含めて、現段階で改正を検討している民法中の条文案の全てを掲載し、冒頭には必要な範囲の目次を付した。他方、下段には、要綱仮案の各項目を、それぞれ上段の条文案との対応関係が分かる位置に掲載した。

この対照表に関しては、次の（留意事項）に御留意いただきたい。なお、上段の「検討中の改正条文案」は、飽くまでもこの部会資料の作成時のものに過ぎず、今後の検討作業において多岐にわたる様々な修正があり得ることにも御留意いただきたい。

## （留意事項）

- 上段（条文案）の条番号は、改正後のものである（現行民法の条番号と異なっているものがある）。
- 上段（条文案）と下段（要綱仮案）との表現上の違いを対照しやすいように、それぞれ適宜の傍線を付してある。いわゆる新旧対照表ではないので、現行条文と異なっている部分に傍線を引いているわけではない。
- 要綱仮案では明示されていない整備的な改正等については、下段に「仮案なし」と記載し、必要に応じて簡単な説明（※印）を付している。
- 下段の※印に記載している「現第〇〇条」は現行民法の条番号を、「新第〇〇条」は改正後の条番号（上段の条番号）を意味するものである。

2 第六百四十四条、第六百四十五条から第六百四十七条まで及び第六百五十条の規定は、遺言執行者について準用する。

(遺言執行者の復任権)

第一千六条 (略)

2 (削る)

(遺言執行者の報酬)

第一千八条 (略)

2 第六百四十八条第二項及び第三項並びに第六百四十八条の二の規定は、遺言執行者が報酬を受けるべき場合について準用する。

仮案なし

※新第六百四十四条の二の新設に伴う改正

仮案なし

※現第一百五条の削除に伴う改正

仮案なし

※新第六百四十八条の二の新設に伴う改正

(不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないとき。
- 二 不法行為の時から二十年間行使しないとき。

(人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第七百二十四条の二 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第一号の規定の適用については、同号中「三年間」とあるのは、「五年間」とする。

第四編 親族

第七章 遺言

第四節 遺言の執行

(遺言執行者の権利義務)

第一千十二条 (略)

第7、4

不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。

第7、5

人の生命又は身体への侵害による損害賠償の請求権について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 4(1)に規定する時効期間を5年間とする。

四 総組合員の同意

(組合の清算及び清算人の選任)

第六百八十五条 (略)

2 清算人の選任は、組合員の過半数で決する。

(清算人の業務の決定及び執行の方法等)

第六百八十六条 第六百七十条第三項から第五項まで並びに第六百七十条の二第二項及び第三項の規定は、清算人について準用する。

(組合員である清算人の辞任及び解任)

第六百八十七条 第六百七十二条の規定は、組合契約の定めるところにより組合員の中から清算人を選任した場合について準用する。

第五章 不法行為

(損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)

第七百二十二条 第四百七条及び第四百七条の二の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

(4) 総組合員の同意

仮案なし

※「総組合員」を「組合員」に改める。

仮案なし

※現第六百七十条の改正及び新第六百七十条の二の新設に伴う改正

仮案なし

仮案なし

※新第四百七条の二の新設に伴う改正

(組合員の加入)

第六百七十七条の二 組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。

2 前項の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

(脱退した組合員の責任等)

第六百八十条の二 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務について、従前の責任の範囲内でこれを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。

2 脱退した組合員は、前項に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を有する。

(組合の解散事由)

第六百八十二条 組合は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能
- 二 組合契約で定めた存続期間の満了
- 三 組合契約で定めた解散の事由の発生

第39、8

(1) 組合員は、その全員の同意によって、又は組合契約の定めるところにより、新たに組合員を加入させることができる。

(2) (1)の規定により組合の成立後に加入した組合員は、その加入前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負わない。

第39、9

(1) 脱退した組合員は、その脱退前に生じた組合の債務については、これを弁済する責任を負う。この場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、脱退した組合員は、組合に担保を供させ、又は組合に対して自己に免責を得させることを請求することができる。

(2) 脱退した組合員は、(1)に規定する組合の債務を弁済したときは、組合に対して求償権を行使することができる。

第39、10

組合は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 組合の目的である事業の成功又はその成功の不能
- (2) 組合契約で定めた存続期間の満了
- (3) 組合契約で定めた解散の事由の発生

(組合の債権者の権利の行使)

第六百七十五条 組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができる。

2 組合の債権者は、その選択に従い、各組合員に対して損失分担の割合又は等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。

(組合員の持分の処分及び組合財産の分割)

第六百七十六条 (略)

2 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。

3 (略)

(組合財産に対する組合員の債権者の権利の行使の禁止)

第六百七十七条 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。

第39、3

(1) 組合の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができる。

(2) 組合の債権者は、各組合員に対して等しい割合でその権利を行使することができる。ただし、組合の債権者がその債権の発生の際に各組合員の損失分担の割合を知っていたときは、その割合による。

第39、4

(2) 組合員は、組合財産である債権について、その持分についての権利を単独で行使することができない。

第39、4

(1) 組合員の債権者は、組合財産についてその権利を行使することができない。

る。この場合において、業務執行者が数人あるときは、各業務執行者は、業務執行者の過半数の同意を得たときに限り、組合員を代理して組合の業務を執行することができる。

3 組合の常務は、前二項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で組合員を代理して行うことができる。

(委任の規定の準用)

第六百七十一条 第六百四十四条から第六百五十条までの規定は、組合の業務を決定し、又は執行する組合員について準用する。

(業務執行組合員の辞任及び解任)

第六百七十二条 組合契約の定めるところにより一人又は数人の組合員に業務の決定及び執行を委任したときは、その組合員は、正当な事由がなければ、辞任することができない。

2 (略)

(組合員の組合の業務及び財産状況に関する検査)

第六百七十三条 各組合員は、組合の業務の決定及び執行をする権利を有しないときであっても、その業務及び組合財産の状況を検査することができる。

(3) 業務執行者が数人ある場合において、各業務執行者が組合員を代理して組合の業務を執行するには、業務執行者の過半数の同意を得なければならない。ただし、組合の常務は、各業務執行者が単独で組合員を代理して行うことができる。

仮案なし

仮案なし

仮案なし

3 前項の委任を受けた者（以下「業務執行者」という。）は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。

4 前項の規定にかかわらず、組合の業務については、総組合員の同意によって決定し、又は総組合員が執行することを妨げない。

5 組合の常務は、前各項の規定にかかわらず、各組合員又は各業務執行者が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員又は業務執行者が異議を述べたときは、この限りでない。

（組合の代理）

第六百七十条の二 各組合員が組合員の過半数の同意を得たときは、その組合員は、他の組合員を代理して、組合の業務を執行することができる。

2 前項の規定にかかわらず、業務執行者があるときは、業務執行者のみが組合員を代理して組合の業務を執行することができる。

(2) (1)の委任を受けた者（以下この6及び7において「業務執行者」という。）は、組合の業務を決定し、これを執行する。この場合において、業務執行者が数人あるときは、組合の業務は、業務執行者の過半数をもって決定し、各業務執行者がこれを執行する。

(3) (2)の規定にかかわらず、総組合員の同意によって組合の業務を決定し、又は執行することは、妨げられない。

仮案なし

※第六百七十条第三項を第五項に移動

第39、7

(1) 各組合員が他の組合員を代理して組合の業務を執行するには、組合員の過半数の同意を得なければならない。ただし、組合の常務は、各組合員が単独で他の組合員を代理して行うことができる。

(2) 業務執行者があるときは、(1)の規定にかかわらず、業務執行者のみが組合員を代理する権限を有する。

係る契約により金銭を寄託した場合について準用する。

## 第十二節 組合

(他の組合員の債務不履行)

第六百六十七条の二 第五百三十三条及び第五百三十六条の規定は、組合契約については、適用しない。

2 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしな  
いことを理由として、組合契約を解除することができない。

(組合員の一人についての意思表示の無効等)

第六百六十七条の三 組合員の一人について意思表示の無効又は  
取消しの原因があっても、他の組合員の間においては、組合契  
約は、その効力を妨げられない。

(業務の決定及び執行の方法)

第六百七十条 組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、  
各組合員がこれを執行する。

2 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところによ  
り、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる

は貯金に係る契約により金銭を寄託した場合について準用する  
。

第39、1

(1) 民法第533条及び第536条の規定は、組合契約について  
は、適用しない。

(2) 組合員は、他の組合員が組合契約に基づく債務の履行をしな  
い場合であっても、組合契約を解除することができない。

第39、2

組合員の一人について意思表示の無効又は取消しの原因があっ  
ても、他の組合員の間においては、組合契約は、その効力を妨げ  
られない。

第39、5

組合の業務は、組合員の過半数をもって決定し、各組合員がこ  
れを執行する。

第39、6

(1) 組合の業務の決定及び執行は、組合契約の定めるところによ  
り、一人又は数人の組合員又は第三者に委任することができる

百四十九条並びに第六百五十条第一項及び第二項の規定は、寄託について準用する。

(混合寄託)

第六百六十五条の二 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。

2 前項の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した物と同じ数量の物の返還を請求することができる。

3 前項に規定する場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、混合して保管されている総寄託物に対するその寄託した物の割合に応じた数量の物の返還を請求することができる。

(消費寄託)

第六百六十六条 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。

2 第五百九十条及び第五百九十二条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

3 第五百九十一条第二項及び第三項の規定は、預金又は貯金に

第38、6

(1) 複数の者が寄託した物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は、各寄託者の承諾を得たときに限り、これらを混合して保管することができる。

(2) (1)の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管したときは、寄託者は、その寄託した数量の物の返還を請求することができる。

(3) (1)の規定に基づき受寄者が複数の寄託者からの寄託物を混合して保管した場合において、寄託物の一部が滅失したときは、寄託者は、その寄託した物の数量の割合に応じた物の返還を請求することができる。

第38、7

(1) 受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。

(2) 民法第590条及び第592条の規定は、(1)の場合について準用する。

(3) 民法第591条第二項(第32の6参照)の規定は、預金又は

3 受寄者は、前項の規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならぬ場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したることによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

(寄託者による返還請求等)

第六百六十二条 当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、受寄者は、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。

(損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限)

第六百六十四条の二 寄託物の一部滅失又は損傷によつて生じた損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から一年以内に請求しなければならない。

2 前項の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(委任の規定の準用)

第六百六十五条 第六百四十六条から第六百四十八条まで、第六

イ 受寄者は、アの規定により寄託者に対して寄託物を返還しなければならぬ場合には、寄託者にその寄託物を引き渡したることによって第三者に損害が生じたときであっても、その賠償の責任を負わない。

第38、5

当事者が寄託物の返還の時期を定めたときであっても、寄託者は、いつでもその返還を請求することができる。この場合において、寄託者がその時期の前に返還を請求したことによって受寄者に損害が生じたときは、受寄者は、その損害の賠償を請求することができる。

第38、4

(1) 返還された寄託物の一部滅失又は損傷があつた場合の損害の賠償及び受寄者が支出した費用の償還は、寄託者が返還を受けた時から1年以内に請求しなければならない。

(2) (1)の損害賠償の請求権については、寄託者が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

仮案なし

※「第六百五十条まで（同条第三項を除く。）」を改める。

2 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。

3 再受寄者は、寄託者に対して、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。

(受寄者の通知義務等)

第六百六十条 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならぬ。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

2 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が前項の通知をした場合又は同項ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべき旨を命ずる確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）があったときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。

イ 受寄者は、寄託者の承諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、寄託物を第三者に保管させることができない。

(2) 再受寄者は、寄託者に対し、その権限の範囲内において、受寄者と同一の権利を有し、義務を負う。

第38、3

(1) 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、受寄者は、遅滞なくその事実を寄託者に通知しなければならぬ。ただし、寄託者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

第38、3(2)

ア 第三者が寄託物について権利を主張する場合であっても、受寄者は、寄託者の指図がない限り、寄託者に対しその寄託物を返還しなければならない。ただし、受寄者が(1)の通知をした場合又は(1)ただし書の規定によりその通知を要しない場合において、その寄託物をその第三者に引き渡すべきことを命ずる確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）があったときであつて、その第三者にその寄託物を引き渡したときは、この限りでない。

(寄託)

第六百五十七条 寄託は、当事者の一方がある物を保管することを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

(寄託物受取り前の寄託者による寄託の解除等)

第六百五十七条の二 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、受寄者は、その契約の解除によって損害を受けたときは、寄託者に対し、その賠償を請求することができる。

2 無報酬の受寄者は、寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。

3 受寄者（無報酬で寄託を受けた場合にあつては、書面による寄託の受寄者に限る。）は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡しの催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。

(寄託物の使用及び第三者による保管)

第六百五十八条 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができない。

第38、1

(1) 寄託は、当事者の一方が相手方のためにある物を保管することを約し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

第38、1

(2) 寄託者は、受寄者が寄託物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、当該契約の解除によって受寄者に損害が生じたときは、受寄者は、その損害の賠償を請求することができる。

(3) 無償の寄託の受寄者は、寄託物を受け取るまでは、契約の解除をすることができる。ただし、書面による寄託については、この限りでない。

(4) 有償の寄託又は書面による無償の寄託の受寄者は、寄託物を受け取るべき時期を経過したにもかかわらず、寄託者が寄託物を引き渡さない場合において、相当の期間を定めてその引渡し催告をし、その期間内に引渡しがないときは、契約の解除をすることができる。

第38、2(1)

ア 受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用することができない。

2 第六百三十四条の規定は、委任事務の履行により得られる成果に対して報酬を支払うことを約した場合について準用する。

(委任の解除)

第六百五十一条 (略)

2 前項の規定により委任の解除をした者は、次に掲げる場合には、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

- 一 相手方に不利な時期に委任を解除したとき。
- 二 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

第十一節 寄託

第36、2(2)

イ 2(1)に規定する場合において、委任者の責めに帰することができない事由によつて成果を得ることができなくなったとき又は成果を得る前に委任が終了したときは、既にした委任事務の処理による結果のうち、可分な部分の給付によつて委任者が利益を受けるときに限り、その部分を得られた成果とみなす。この場合において、受任者は、委任者が受ける利益の限度において、報酬を請求することができる。

第36、3

民法第651条第1項の規定による委任の解除が次のいずれかに該当するときは、その解除をした者は、相手方の損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事由があつたときは、この限りでない。

- (1) 当事者の一方が相手方に不利な時期に委任を解除したとき。
- (2) 委任者が受任者の利益（専ら報酬を得ることによるものを除く。）をも目的とする委任を解除したとき。

2 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復  
受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その  
権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負  
う。

(受任者の報酬)

第六百四十八条 (略)

2 (略)

3 受任者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じ  
て報酬を請求することができる。

一 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事  
務の履行をすることができなくなったとき。

二 委任が履行の途中で終了したとき。

(成果等に対する報酬)

第六百四十八条の二 委任事務の履行により得られる成果に対し  
て報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡し  
を要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わ  
なければならぬ。

(2) 代理権を付与する委任において、受任者が代理権を有する復  
受任者を選任したときは、復受任者は、委任者に対して、その  
権限の範囲内において、受任者と同一の権利を有し、義務を負  
う。

第36、2(2)

ア 委任者の責めに帰することができない事由によって委任事務  
を処理することができなくなったとき又は委任が履行の途中で  
終了したときは、受任者は、既にした履行の割合に応じて報酬  
を請求することができる。

第36、2

(1) 委任事務の処理により得られた成果に対して報酬を支払うこ  
とを約したときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払  
わなければならぬ。ただし、その成果が引渡しを要しないと  
きは、民法第648条第2項本文の規定を準用する。

(注文者についての破産手続の開始による解除)

第六百四十二条 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができる。ただし、請負人による契約の解除については、仕事を完成した後には、この限りでない。

2 前項に規定する場合において、請負人は、既にした仕事の報酬及びその中に含まれていない費用について、破産財団の配当に加入することができる。

3 第一項の場合には、契約の解除によって生じた損害の賠償は、破産管財人が契約の解除をした場合における請負人に限り、請求することができる。この場合において、請負人は、その損害賠償について、破産財団の配当に加入する。

## 第十節 委任

(復受任者の選任等)

第六百四十四条の二 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

第35、3

(1) 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、破産管財人は、契約の解除をすることができる。

(2) (1)に規定する場合には、請負人は、仕事を完成しない間限り、契約の解除をすることができる。

仮案なし

※第六百四十二条第一項後段を第二項に移動

仮案なし

※第六百四十二条第二項を第三項に移動

第36、1

(1) 受任者は、委任者の許諾を得たとき、又はやむを得ない事由があるときでなければ、復受任者を選任することができない。

額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人がその材料又は指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

第六百三十七条 前条に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

2 前項の規定は、仕事の目的物を注文者に引き渡した時(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)において、請負人が前項の不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかったときは、適用しない。

第六百三十八条から第六百四十条まで 削除

第35、2

(3) 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡した場合(引渡しを要しない場合にあっては、仕事が終了した時に目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合)において、注文者がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由とする修補の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、請負人が引渡しの時(引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時)に目的物が契約の内容に適合しないものであることを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があつたときは、この限りでない。

第35、2

(4) 民法第638条を削除するものとする。

仮案なし

※現第六百三十九条及び現第六百四十条を削除する。

(注文者が受ける利益の割合に応じた報酬)

第六百三十四条 次に掲げる場合において、請負人が既にした仕事の結果のうち可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったとき。

二 請負が仕事の完成前に解除されたとき。

第六百三十五条 削除

(請負人の担保責任の制限)

第六百三十六條 請負人が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない仕事の目的物を注文者に引き渡したとき(その引渡しを要しない場合にあつては、仕事が終了した時に仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき)は、注文者は、注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由とする履行の追完の請求、報酬の減

仮案なし

※現第六百三十四条を削除する。

第35、1

注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなった場合又は仕事の完成前に請負が解除された場合において、既にした仕事の結果のうち、可分な部分の給付によって注文者が利益を受けるときは、その部分を仕事の完成とみなす。この場合において、請負人は、注文者が受ける利益の限度において、報酬を請求することができる。

第35、2

(2) 民法第635条を削除するものとする。

仮案なし

※現第六百三十四条及び現第六百三十五条の削除に伴う改正

二 雇用が履行の途中で終了したとき。

(期間の定めのある雇用の解除)

第六百二十六条 雇用の期間が五年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、五年を経過した後、いつでも契約の解除をすることができる。

2 前項の規定により契約の解除をしようとする者は、それが使用者であるときは三箇月前、労働者であるときは二週間前に、その予告をしなければならない。

(期間の定めのない雇用の解約の申入れ)

第六百二十七条 (略)

2 期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。

3 六箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、前項の解約の申入れは、三箇月前にしなければならない。

## 第九節 請負

第37、2

(1) 雇用の期間が5年を超え、又はその終期が不確定であるときは、当事者の一方は、5年を経過した後、いつでも契約を解除することができる。

(2) (1)により契約の解除をしようとするときは、使用者は3箇月前に、労働者は2週間前にその予告をしなければならない。

第37、3

(1) 期間によって報酬を定めた場合には、使用者からの解約の申入れは、次期以後についてすることができる。ただし、その解約の申入れは、当期の前半にしなければならない。

(2) 6箇月以上の期間によって報酬を定めた場合には、(1)の解約の申入れは、3箇月前にしなければならない。

第六百二十二条の二 賃貸人は、敷金（いかなる名義をもつてするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この条において同じ。）を受け取っている場合において、次に掲げるときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

一 賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき。

二 賃借人が適法に賃借権を譲り渡したとき。

2 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金をその債務の弁済に充ててを請求することができない。

## 第八節 雇用

（履行の割合に応じた報酬）

第六百二十四条の二 労働者は、次に掲げる場合には、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

一 使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき。

(1) 賃貸人は、敷金（いかなる名義をもつてするかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭をいう。以下この7において同じ。）を受け取っている場合において、賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき、又は賃借人が適法に賃借権を譲り渡したときは、賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない。

(2) 賃貸人は、賃借人が賃貸借に基づいて生じた金銭債務を履行しないときは、敷金を当該債務の弁済に充てることができる。この場合において、賃借人は、賃貸人に対し、敷金を当該債務の弁済に充ててを請求することができない。

第37、1

使用者の責めに帰することができない事由によって労働に従事することができなくなったとき又は雇用が履行の途中で終了したときは、労働者は、既にした履行の割合に応じて報酬を請求することができる。

る場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

〔使用貸借の規定の準用〕

第六百二十二条 第五百九十七条第一項、第五百九十九条第一項及び第二項並びに第六百条の規定は、賃貸借について準用する。

て、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第33、13

(1) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、賃貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、賃借物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。

(2) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。

第33、14

民法第621条が準用する同法第600条に規定する損害賠償の請求権については、賃貸人が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

仮案なし

※現第六百二十一条を新第六百二十二条に移動

第33、7

第四款 敷金

(賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了)

第六百十六條の二 賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。

(賃貸借の更新の推定等)

第六百十九條 (略)

2 従前の賃貸借について当事者が担保を供していたときは、その担保は、期間の満了によって消滅する。ただし、第六百二十條の二第一項に規定する敷金については、この限りでない。

(賃貸借の解除の効力)

第六百二十條 賃貸借の解除をした場合には、その解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

(賃借人の原状回復義務)

第六百二十一條 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この条において同じ。)があ

第33、12

賃借物の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、賃貸借は、これによって終了する。

仮案なし

※新第六百二十二條の二の新設に伴う改正

仮案なし

※「当事者の一方に過失があつたときは、その者に対する」を削る。

第33、13

(3) 賃借人は、賃借物を受け取った後にこれに生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化を除く。以下この(3)において同じ。)がある場合におい

は、契約の解除をすることができる。

(転貸の効果)

第六百十三条 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と賃借人との間の賃貸借に基づく賃借人の債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。この場合においては、転貸借契約に定められた当期の賃料を前期の賃料の弁済期以前に支払ったことをもって賃貸人に対抗することができない。

2 前項の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。

3 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、賃借人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。ただし、その解除の当時、賃貸人が賃借人の債務不履行による解除権を有していたときは、この限りでない。

(賃借人による使用及び収益)

第六百十六条 第五百九十四条第一項の規定は、賃貸借について準用する。

第三款 賃貸借の終了

は、契約の解除をすることができる。

第33、11

(1) 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人と転貸人との間の賃貸借に基づく債務の範囲を限度として、賃貸人に対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負う。

(2) (1)の場合において、転借人は、転貸借契約に定められた当期の賃料を前期の賃料の弁済期以前に支払ったことをもって賃貸人に対抗することができない。

(3) (1)及び(2)の規定は、賃貸人が賃借人に対してその権利を行使することを妨げない。

(4) 賃借人が適法に賃借物を転貸した場合には、賃貸人は、転貸人との間の賃貸借を合意により解除したことをもって転借人に対抗することができない。ただし、当該解除の当時、転貸人の債務不履行により賃貸人と転貸人との間の賃貸借を解除することができたときは、この限りでない。

仮案なし

※「第五百九十七条第一項及び第五百九十八条」を削る（新第六百二十二条に移動）。

(賃借人による修繕)

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二 急迫の事情があるとき。

(減収による賃料の減額請求)

第六百九条 耕作又は牧畜を目的とする土地の賃借人は、不可抗力によつて賃料より少ない収益を得たときは、その収益の額に至るまで、賃料の減額を請求することができる。

(賃借物の一部滅失等による賃料の減額等)

第六百十一条 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。

2 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人

第33、8

(2) 賃借物の修繕が必要である場合において、次のいずれかに該当するときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

ア 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

イ 急迫の事情があるとき。

仮案なし

※「収益」を「耕作又は牧畜」に改め、ただし書を削る。

第33、10

(1) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。

(2) 賃借物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人

(合意による不動産の賃貸人たる地位の移転)

第六百五条の三 不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、前条第三項及び第四項の規定を準用する。

(不動産の賃借人による妨害の停止の請求等)

第六百五条の四 不動産の賃借人は、第六百五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める請求をすることができる。

- 一 その不動産の占有を第三者が妨害しているとき。その第三者に対する妨害の停止の請求
- 二 その不動産を第三者が占有しているとき。その第三者に対する返還の請求

(賃貸人による修繕等)

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

2 (略)

第33、5

不動産の譲渡人が賃貸人であるときは、その賃貸人たる地位は、賃借人の承諾を要しないで、譲渡人と譲受人との合意により、譲受人に移転させることができる。この場合においては、4(4)及び(5)の規定を準用する。

第33、6

不動産の賃借人は、賃貸借の登記をした場合又は借地借家法(平成3年法律第90号)その他の法律が定める賃貸借の対抗要件を備えた場合において、次の(1)又は(2)に掲げるときは、当該(1)又は(2)に定める請求をすることができる。

- (1) 当該不動産の占有を第三者が妨害しているとき。当該第三者に対する妨害の停止の請求
- (2) 当該不動産を第三者が占有しているとき。当該第三者に対する返還の請求

第33、8

(1) 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

(不動産の賃貸人たる地位の移転)

第六百五条の二 前条、借地借家法(平成三年法律第九十号)第十條又は第三十一条その他の法令の規定による賃貸借の対抗要件を備えた場合において、その不動産が譲渡されたときは、その不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。

2 前項の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及びその不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。

3 第一項又は前項後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権の移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。

4 第一項又は第二項後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、第六百八条の規定による費用の償還に係る債務及び第六百二十二条の二第一項の規定による同項に規定する敷金の返還に係る債務は、譲受人又はその承継人が承継する。

第33、4

(2) 不動産の賃借人が当該不動産の譲受人に賃貸借を対抗することができるときは、当該不動産の賃貸人たる地位は、その譲受人に移転する。

(3) (2)の規定にかかわらず、不動産の譲渡人及び譲受人が、賃貸人たる地位を譲渡人に留保する旨及び当該不動産を譲受人が譲渡人に賃貸する旨の合意をしたときは、賃貸人たる地位は、譲受人に移転しない。この場合において、譲渡人と譲受人又はその承継人との間の賃貸借が終了したときは、譲渡人に留保されていた賃貸人たる地位は、譲受人又はその承継人に移転する。

(4) (2)又は(3)後段の規定による賃貸人たる地位の移転は、賃貸物である不動産について所有権移転の登記をしなければ、賃借人に対抗することができない。

(5) (2)又は(3)後段の規定により賃貸人たる地位が譲受人又はその承継人に移転したときは、7(1)に規定する敷金の返還に係る債務及び民法第608条に規定する費用の償還に係る債務は、譲受人又はその承継人に移転する。

することを約することによって、その効力を生ずる。

(短期賃貸借)

第六百二条 処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 四 (略)

(賃貸借の存続期間)

第六百四条 賃貸借の存続期間は、五十年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、五十年とする。

2 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から五十年を超えることができない。

第二款 賃貸借の効力

(不動産賃貸借の対抗力)

第六百五条 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

ることによって、その効力を生ずる。

第33、2

処分の権限を有しない者が賃貸借をする場合には、次の各号に掲げる賃貸借は、それぞれ当該各号に定める期間を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、当該各号に定める期間とする。

第33、3

(1) 賃貸借の存続期間は、50年を超えることができない。契約でこれより長い期間を定めたときであっても、その期間は、50年とする。

(2) 賃貸借の存続期間は、更新することができる。ただし、その期間は、更新の時から50年を超えることができない。

第33、4

(1) 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その不動産について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

については、この限りでない。

2 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。

3 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（損害賠償及び費用の償還の請求権についての期間の制限）

第六百条 （略）

2 前項の損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から一年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

## 第七節 賃貸借

### 第一款 総則

（賃貸借）

第六百一条 賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還

この限りでない。

(2) 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物を収去することができる。

(3) 借主は、借用物を受け取った後にこれに生じた損傷がある場合において、使用貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第34、5

民法第600条に規定する損害賠償の請求権については、貸主が返還を受けた時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第33、1

賃貸借は、当事者の一方がある物の使用及び収益を相手方にさせることを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引渡しを受けた物を契約が終了したときに返還することを約す

貸借は、その期間が満了することによって終了する。

2 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。

3 使用貸借は、借主の死亡によって終了する。

(使用貸借の解除)

第五百九十八条 貸主は、前条第二項に規定する場合において、同項の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したときは、契約の解除をすることができる。

2 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。

3 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。

(借主による収去等)

第五百九十九条 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物

期間が満了した時に終了する。

(2) 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終わった時に終了する。

仮案なし

※現第五百九十九条に相当するもの。

第34、3

(1) 次に掲げる場合には、貸主は、契約の解除をすることができる。

イ 2 (2)に規定する場合において、2 (2)の目的に従い借主が使用及び収益をするのに足りる期間を経過したとき。

(2) 当事者が使用貸借の期間並びに使用及び収益の目的を定めなかったときは、貸主は、いつでも契約の解除をすることができる。

(3) 借主は、いつでも契約の解除をすることができる。

第34、4

(1) 借主は、借用物を受け取った後にこれに附属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その附属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、

その時期の前に返還をしたことよって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

## 第六節 使用貸借

### (使用貸借)

第五百九十三条 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

### (借用物受取り前の貸主による使用貸借の解除)

第五百九十三条の二 貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。

### (貸主の引渡義務等)

第五百九十六条 (略)

### (期間満了等による使用貸借の終了)

第五百九十七条 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用

請求することができる。

### 第34、1

使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその引渡しを受けた物について無償で使用及び収益をして契約が終了したときに返還することを約することによって、その効力を生ずる。

### 第34、3

(1) 次に掲げる場合には、貸主は、契約の解除をすることができる。

ア 借主がまだ目的物を受け取っていないとき。ただし、書面による使用貸借については、この限りでない。

### 仮案なし

※現第五百五十一条の改正に伴う改正

### 第34、2

(1) 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その

(利息)

第五百八十九条 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。

2 前項の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

(貸主の引渡義務等)

第五百九十条 第五百五十一条の規定は、前条第一項の特約のない消費貸借について準用する。

2 前条第一項の特約の有無にかかわらず、貸主から引き渡された物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。

(返還の時期)

第五百九十一条 (略)

2 借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる。

3 当事者が返還の時期を定めた場合において、貸主は、借主が

第32、2

民法第589条を削除するものとする。

第32、4

(1) 貸主は、特約がなければ、借主に対して利息を請求することができない。

(2) (1)の特約があるときは、貸主は、借主が金銭その他の物を受け取った日以後の利息を請求することができる。

第32、5

(1) 民法第590条第1項を削除するものとする。

(2) 贈与者の担保責任の規定は、無利息の消費貸借について準用する。

(3) 利息の有無にかかわらず、引き渡された物が契約の内容に適合しないものであるときは、借主は、その物の価額を返還することができる。

第32、6

借主は、いつでも返還をすることができる。当事者が返還の時期を定めた場合において、借主がその時期の前に返還をしたこと  
によって貸主に損害が生じたときは、貸主は、その損害の賠償を

第五百八十七條の二 前條の規定にかかわらず、書面である消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。

2 書面である消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、貸主は、その契約の解除によって損害を受けたときは、借主に対し、その賠償を請求することができる。

3 書面である消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

4 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

(準消費貸借)

第五百八十八條 金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。

(1) 民法第587条の規定にかかわらず、書面による消費貸借は、当事者の一方が金銭その他の物を引き渡すことを約し、相手方がその引渡しを受けた物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約することによって、その効力を生ずる。

(3) (1)の消費貸借の借主は、貸主から金銭その他の物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。この場合において、当該契約の解除によって貸主に損害が生じたときは、貸主は、その損害の賠償を請求することができる。

(4) (1)の消費貸借は、借主が貸主から金銭その他の物を受け取る前に当事者の一方が破産手続開始の決定を受けたときは、その効力を失う。

(2) 消費貸借がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その消費貸借は、書面によってされたものとみなして、(1)を適用する。

第32、3

金銭その他の物を給付する義務を負う者がある場合において、当事者がその物を消費貸借の目的とすることを約したときは、消費貸借は、これによって成立したものとみなす。

### 第三款 買戻し

#### (買戻しの特約)

第五百七十九条 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金(別段の合意をした場合にあってはその合意により定めた金額。第五百八十三条第一項において同じ。)及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。

#### (買戻しの特約の対抗力)

第五百八十一条 売買契約と同時に買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対抗することができる。

2 前項の登記がされた後に第六百五条の二第一項に規定する対抗要件を備えた賃借人の権利は、その残存期間中一年を超えない期間に限り、売主に対抗することができる。ただし、売主を害する目的で賃貸借をしたときは、この限りでない。

### 第五節 消費貸借

(書面とする消費貸借等)

#### 第30、11(1)

ア 不動産の売主は、売買契約と同時にした買戻しの特約により、買主が支払った代金及び契約の費用を返還して、売買の解除をすることができる。この場合において、売主が提供すべき金額について別段の合意があるときは、その合意に従う。

イ アの場合において、当事者が別段の意思を表示しなかったときは、不動産の果実と代金の利息とは相殺したものとみなす。

#### 第30、11

(2) 買戻しの特約を登記したときは、買戻しは、第三者に対しても、その効力を有する。

#### 仮案なし

※新第六百五条の二第一項の新設に伴う改正

#### 第32、1

したときであっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し又は第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。

（権利を取得することができない等のおそれがある場合の買主による代金の支払の拒絶）

第五百七十六条 売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部若しくは一部を取得することができず、又は失うおそれがあるときは、買主は、その危険の程度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。

（抵当権等の登記がある場合の買主による代金の支払の拒絶）

第五百七十七条 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない抵当権の登記があるときは、買主は、抵当権消滅請求の手續が終わるまで、その代金の支払を拒むことができる。この場合において、売主は、買主に対し、遅滞なく抵当権消滅請求をすべき旨を請求することができる。

2 前項の規定は、買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権又は質権の登記がある場合について準用する。

第30、9

売買の目的について権利を主張する者があることその他の事由により、買主がその買い受けた権利の全部若しくは一部を取得することができないおそれがあるとき、又はこれを失うおそれがあるときは、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。

仮案なし

※「契約の内容に適合しない」を付加

第五百六十八条 民事執行法その他の法律の規定に基づく競売（以下この条において単に「競売」という。）における買受人は、第五百四十一条及び第五百四十二条の規定並びに第五百六十三条（第五百六十五条において準用する場合を含む。）の規定により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。

2・3 (略)

4 前三項の規定は、競売の目的物の種類又は品質に関する不適合については、適用しない。

〔抵当権等がある場合の買主による費用の償還請求〕

第五百七十条 買い受けた不動産について契約の内容に適合しない先取特権、質権又は抵当権が存していた場合において、買主が費用を支出してその不動産の所有権を保存したときは、買主は、売主に対し、その費用の償還を請求することができる。

第五百七十一条 削除

〔担保責任を負わない旨の特約〕

第五百七十二條 売主は、第五百六十二条第一項又は第五百六十五条に規定する場合における担保の責任を負わない旨の特約を

民事執行法その他の法律の規定に基づく競売における買受人は、4及び第12の規定（目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものである場合に関するものを除く。）により、債務者に対し、契約の解除をし、又は代金の減額を請求することができる。

〔仮案なし〕

※現第五百六十七条第二項に相当するもの。

〔仮案なし〕

※第五百七十一条を削除する。

〔仮案なし〕

※「第五百六十条から前条までの規定による」を改める。

きない。ただし、売主が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(目的物の滅失等についての危険の移転)

第五百六十七条 売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限り。以下この条において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が当事者双方の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。

2 売主が契約の内容に適合する目的物をもって、その引渡しの債務の履行を提供したにもかかわらず、買主がその履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、その履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその目的物が滅失し、又は損傷したときも、前項と同様とする。

(競売における担保責任等)

い。ただし、売主が引渡しの際に目的物が契約の内容に適合しないものであることを知っていたとき又は知らなかったことにつき重大な過失があったときは、この限りでない。

(2) 民法第566条第3項を削除するものとする。

第30、10

(1) 売主が買主に目的物（売買の目的として特定したものに限り。以下この10において同じ。）を引き渡した場合において、その引渡しがあった時以後にその目的物が売主の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、買主は、その滅失又は損傷を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。この場合において、買主は、代金の支払を拒むことができない。

(2) 売主が契約の内容に適合する目的物の引渡しを提供したにもかかわらず買主が受領しない場合において、その提供があった時以後に、その目的物が売主の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときも、(1)と同様とする。

第30、8

(買主の損害賠償請求及び解除権の行使)

第五百六十四条 前二条の規定は、第四百十五条の規定による損害賠償の請求並びに第五百四十一条及び第五百四十二条の規定による解除権の行使を妨げない。

(移転した権利が契約の内容に適合しない場合における売主の担保責任)

第五百六十五条 前三条の規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合(権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。)〕について準用する。

(目的物の種類又は品質に関する担保責任の期間の制限)

第五百六十六条 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合を知った時から一年以内にその旨を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができ

第30、7

(2) 民法第564条(同法第565条において準用する場合を含む。)を削除するものとする。

第30、5

3(1)及び4の規定による権利の行使は、第11の規定による損害賠償の請求及び第12の規定による解除権の行使を妨げない。

第30、6

3から5までの規定は、売主が買主に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合及び売主が買主に権利の全部又は一部を移転しない場合について準用する。

第30、7

(1) 売主が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない目的物を買主に引き渡した場合において、買主がその不適合の事実を知った時から1年以内に当該事実を売主に通知しないときは、買主は、その不適合を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができ

(買主の代金減額請求権)

第五百六十三条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、買主は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、買主が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 第一項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

第30、4

(1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合において、買主が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

(2) 次のいずれかに該当するときは、買主は、(1)の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

ア 履行の追完が不能であるとき。

イ 売主が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

ウ 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、売主が履行をしないでその時期を経過したとき。

エ アからウまでの場合のほか、買主が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(3) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合において、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、(1)及び(2)の規定による代金の減額を請求することができない。

## 第二款 売買の効力

(権利移転の対抗要件に係る売主の義務)

第五百六十条 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う。

(他人の権利の売買における売主の義務)

第五百六十一条 他人の権利(権利の一部が他人に属する場合におけるその権利の一部を含む。)を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

(買主の追完請求権)

第五百六十二条 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、売主は、買主に不相当な負担を課するものではないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

第30、2

(2) 売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転を第三者に対抗するために必要な行為をする義務を負う。

第30、2

(1) 他人の権利(権利の一部が他人に属する場合における当該権利の一部を含む。)を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う。

第30、3

(1) 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(2) (1)本文の規定にかかわらず、売主は、買主に不相当な負担を課するものではないときは、買主が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

(書面によらない贈与の解除)

第五百五十条 書面によらない贈与は、各当事者が解除をすることができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない。

(贈与者の引渡義務等)

第五百五十一条 贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

2 (略)

### 第三節 売買

#### 第一款 総則

(手付)

第五百五十七条 買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

2 第五百四十五条第四項の規定は、前項の場合には、適用しない。

〔仮案なし〕

※「撤回」を「解除を」に改める。

〔第31、2〕

贈与者は、贈与の目的である物又は権利を、贈与の目的として特定した時の状態で引き渡し、又は移転することを約したものと推定する。

〔第30、1〕

買主が売主に手付を交付したときは、買主はその手付を放棄し、売主はその倍額を現実に提供して、契約の解除をすることができる。ただし、その相手方が契約の履行に着手した後は、この限りでない。

〔仮案なし〕

※第五百四十五条の改正に伴う改正

- 3 第一項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後に生じた果実をも返還しなければならない。
- 4 解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。

(解除権者の故意による目的物の損傷等による解除権の消滅)  
第五百四十八条 解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

## 第二節 贈与

### (贈与)

第五百四十九条 贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

- (2) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭以外の物を返還するときは、その受領の時以後にその物から生じた果実を返還しなければならない。

### 仮案なし

※第五百四十五条第三項を第四項に移動

### 第12、6

解除権を有する者が故意若しくは過失によって契約の目的物を著しく損傷し、若しくは返還することができなくなったとき、又は加工若しくは改造によってこれを他の種類の物に変えたときは、解除権は、消滅する。ただし、解除権を有する者がその解除権を有することを知らなかったときは、この限りでない。

### 第31、1

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

五 前各号に掲げる場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(債権者の責めに帰すべき事由による場合)

第五百四十三条 債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第五百四十五条 (略)

2 前項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならぬ。

(5) (1) から(4)までの場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者がその履行の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

第12、3

次のいずれかに該当するときは、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

- (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

第12、4

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、1から3までによる契約の解除をすることができない。

第12、5

(1) 民法第545条第1項本文の場合において、金銭を返還するときは、その受領の時から利息を付さなければならぬ。(民法第545条第2項と同文)

(催告による解除)

第五百四十一条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(催告によらない解除)

第五百四十二条 次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 四 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

第12、1

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第12、2

次のいずれかに該当するときは、債権者は、1の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(第三者の権利の確定)

第五百三十八条 (略)

2 前条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第一項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得なければ、契約を解除することができない。

### 第三款 契約上の地位の移転

第五百三十九条の二 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方がその譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する。

### 第四款 契約の解除

第29、2

民法第537条の規定により第三者の権利が発生した後に、債務者がその第三者に対する債務を履行しない場合には、同条第一項の契約の相手方は、その第三者の承諾を得て、契約を解除することができる。

第22

契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方が当該譲渡を承諾したときは、契約上の地位は、当該第三者に移転する。

第五百三十四条及び第五百三十五条 削除

(債務者の危険負担等)

第五百三十六条 当事者双方の責めに帰することができない事由  
によって債務を履行することができなくなったときは、債権者  
は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することが  
できなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むこと  
ができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れ  
たことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなけ  
ればならない。

(第三者のためにする契約)

第五百三十七条 (略)

2 前項の契約は、その成立の時に第三者が現に存しない場合又  
は第三者が特定していない場合であっても、そのためにその効  
力を妨げられない。

3 第一項の場合において、第三者の権利は、その第三者が債務  
者に対して同項の契約の利益を享受する意思を表示した時に発  
生する。

第13、1

民法第534条及び第535条を削除するものとする。

第13、2

(1) 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務  
を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付  
の履行を拒むことができる。

(2) 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することが  
できなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むこと  
ができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れ  
たことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなけ  
ればならない。

第29、1

民法第537条第1項の契約において、その締結時に第三者が  
現に存しない場合又は第三者が特定していない場合においても、  
その契約は、そのためにその効力を妨げられない。

仮案なし

※第五百三十七条第二項を第三項に移動。

る者がない間は、その指定した行為をする期間を定めな<sup>レ</sup>いでし<sup>た</sup>広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

2 前項の広告は、指定した行為の内容その他の事情を考慮して相当な期間内に指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失う。

(懸賞広告の撤回の方法)

第五百三十条 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によつても、<sup>、</sup>することができる。ただし、その撤回は、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。

第二款 契約の効力

(同時履行の抗弁)

第五百三十三条 双務契約の当事者の一方は、相手方がその債務の履行(債務の履行に代わる損害賠償の債務の履行を含む。)を提供するまでは、自己の債務の履行を拒むことができる。ただし、相手方の債務が弁済期にないときは、この限りでない。

場合には、その指定した行為を完了する者がない間は、その広告を撤回することができる。ただし、その広告中に撤回をしない旨を表示したときは、この限りでない。

第27、7(2)

イ 指定した行為をする期間を定めな<sup>レ</sup>いでした広告は、指定した行為の内容その他の事情を考慮して相当な期間内に指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失う。

第27、7(3)

ウ 広告の撤回は、前の広告と異なる方法によつてした場合には、これを知った者に対してのみ、その効力を有する。

仮案なし

※括弧内を付加

(承諾の通知を必要としない場合における契約の成立時期)

第五百二十七条 申込者の意思表示又は取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合には、契約は、承諾の意思表示と認めべき事実があつた時に成立する。

(懸賞広告)

第五百二十九条 ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下この款において「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者がその広告を知っていたかどうかにかかわらず、その者に対してその報酬を与える義務を負う。

(指定した行為をする期間のある懸賞広告)

第五百二十九条の二 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めてした広告を撤回することができない。ただし、その広告において撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

2 前項の広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失う。

(指定した行為をする期間のない懸賞広告)

第五百二十九条の三 懸賞広告者は、その指定した行為を完了す

第27、6

(2) 民法第527条を削除するものとする。

仮案なし

※現第五百二十六条第二項を新第五百二十七条に移動

第27、7

(1) ある行為をした者に一定の報酬を与える旨を広告した者(以下この7において「懸賞広告者」という。)は、その行為をした者がその広告を知っていたか否かにかかわらず、その行為をした者に対してその報酬を与える義務を負う。

第27、7(3)

ア 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めた場合には、その広告を撤回することができない。ただし、その広告において撤回をすることができるものとしたときは、この限りでない。

第27、7(2)

ア 指定した行為をする期間を定めてした広告は、その期間内に指定した行為を完了する者がないときは、その効力を失う。

第27、7(3)

イ 懸賞広告者は、その指定した行為をする期間を定めなかった

2 対話者に対してした前項の申込みは、同項の規定にかかわらず、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。

3 対話者に対してした第一項の申込みに対して対話が継続している間に申込みが承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。

(申込者の死亡等)

第五百二十六条 申込者が申込みの通知を發した後に死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示していたとき、又はその相手方が承諾の通知を發するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。

第27、4

(1) 承諾の期間を定めずに対話者に対してした申込みは、その対話が継続している間は、いつでも撤回することができる。

(2) 申込者が(1)の申込みに対して対話が継続している間に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。ただし、申込者が対話の終了後もその申込みが効力を失わない旨を表示したときは、この限りでない。

第27、6

(1) 民法第526条第1項を削除するものとする。

第27、5

申込者が申込みの通知を發した後に死亡し、意思能力を喪失した常況にある者となり、又は行為能力の制限を受けた場合において、申込者がその事実が生じたとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示したとき、又はその相手方が承諾の通知を發するまでにその事実が生じたことを知ったときは、その申込みは、その効力を有しない。

(契約の成立と方式)

第五百二十二条 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

(承諾の期間の定めのある申込み)

第五百二十三条 承諾の期間を定めてした申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

2 申込者が前項の申込みに対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。

(承諾の期間の定めのない申込み)

第五百二十五条 承諾の期間を定めなかった申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

第27、2

(2) 民法第522条を削除するものとする。

第27、1

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

第26、1

(2) 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

第27、2

(1) 承諾の期間を定めてした契約の申込みは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

仮案なし

※現第五百二十一条第二項を新第五百二十三条第二項に移動

第27、3

承諾の期間を定めなかった申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない。ただし、申込者が撤回をする権利を留保したときは、この限りでない。

とができる。

2 第五百二十条の十一及び第五百二十条の十二の規定は、前項の証券について準用する。

#### 第四款 無記名証券

第五百二十条の二十 第二款（記名式所持人払証券）の規定は、無記名証券について準用する。

### 第二章 契約

#### 第一節 総則

#### 第一款 契約の成立

（契約の締結及び内容の自由）

第五百二十一条 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約を自由にするかどうかを自由に決定することができる。

2 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

(2) 1(5)の規定は、(1)の証券について準用する。

第20、4

2の規定は、無記名証券について準用する。

第26、1

(1) 何人も、法令に特別の定めがある場合を除き、契約を自由にするかどうかを自由に決定することができる。

(3) 契約の当事者は、法令の制限内において、契約の内容を自由に決定することができる。

(記名式所持人払証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)

第五百二十条の十六 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

(記名式所持人払証券の質入れ)

第五百二十条の十七 第五百二十条の十三から前条までの規定は、記名式所持人払証券を目的とする質権の設定について準用する。

(準用)

第五百二十条の十八 第五百二十条の八から第五百二十条の十二までの規定は、記名式所持人払証券について準用する。

### 第三款 その他の記名証券

第五百二十条の十九 債権者を指名する記載がされている証券であつて指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもつてのみ、譲渡し、又は質権の目的とするこ

第20、2(1)

エ 記名式所持人払証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

第20、2(2)

(1)の規定は、記名式所持人払証券を質権の目的とする場合にいて準用する。

第20、2(3)

1(4)及び(5)の規定は、記名式所持人払証券について準用する。

第20、3

(1) 債権者を指名する記載がされている証券であつて指図証券及び記名式所持人払証券以外のものは、債権の譲渡又はこれを目的とする質権の設定に関する方式に従い、かつ、その効力をもつてのみ、譲渡し、又は質権の目的とすることができる。

ことができる。

## 第二款 記名式所持人払証券

(記名式所持人払証券の譲渡)

第五百二十条の十三 記名式所持人払証券(債権者を指名する記載がされている証券であつて、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下同じ。)の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(記名式所持人払証券の所持人の権利の推定)

第五百二十条の十四 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

(記名式所持人払証券の善意取得)

第五百二十条の十五 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失つた者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

第20、2(1)

ア 記名式所持人払証券(債権者を指名する記載がされている証券であつて、その所持人に弁済をすべき旨が付記されているものをいう。以下この第20において同じ。)の譲渡は、その証券を交付しなければ、その効力を生じない。

第20、2(1)

イ 記名式所持人払証券の所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

第20、2(1)

ウ 何らかの事由により記名式所持人払証券の占有を失つた者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、当該所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、当該所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

第五百二十条の九 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであつても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

(指図証券の債務者の調査の権利等)

第五百二十条の十 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

(指図証券の喪失)

第五百二十条の十一 指図証券は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)第百条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

(指図証券喪失の場合の権利行使方法)

第五百二十条の十二 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第百十四条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせる

イ 指図証券の債務者は、その債務の履行について期限の定めがあるときであつても、その期限が到来した後に所持人がその証券を提示してその履行の請求をした時から遅滞の責任を負う。

第20、1(4)

ウ 指図証券の債務者は、その証券の所持人並びにその署名及び押印の真偽を調査する権利を有するが、その義務を負わない。ただし、債務者に悪意又は重大な過失があるときは、その弁済は、無効とする。

第20、1(5)

ア 指図証券は、非訟事件手続法(平成23年法律第51号)第100条に規定する公示催告手続によつて無効とすることができる。

第20、1(5)

イ 金銭その他の物又は有価証券の給付を目的とする指図証券の所持人がその指図証券を喪失した場合において、非訟事件手続法第114条に規定する公示催告の申立てをしたときは、その債務者に、その債務の目的物を供託させ、又は相当の担保を供してその指図証券の趣旨に従い履行をさせることができる。

(指図証券の善意取得)

第五百二十条の五 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人が前条の規定によりその権利を証明するときは、その所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、その所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

(指図証券の譲渡における債務者の抗弁の制限)

第五百二十条の六 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

(指図証券の質入れ)

第五百二十条の七 第五百二十条の二から前条までの規定は、指図証券を目的とする質権の設定について準用する。

(指図証券の弁済の場所)

第五百二十条の八 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてしなければならない。

(指図証券の提示と履行遅滞)

第20、1(2)

ウ 何らかの事由により指図証券の占有を失った者がある場合において、その所持人がイの規定によりその権利を証明するときは、当該所持人は、その証券を返還する義務を負わない。ただし、当該所持人が悪意又は重大な過失によりその証券を取得したときは、この限りでない。

第20、1(2)

エ 指図証券の債務者は、その証券に記載した事項及びその証券の性質から当然に生ずる結果を除き、その証券の譲渡前の債権者に対抗することができた事由をもって善意の譲受人に対抗することができない。

第20、1

(3) (1)及び(2)の規定は、指図証券を質権の目的とする場合について準用する。

第20、1(4)

ア 指図証券の弁済は、債務者の現在の住所においてなければならない。

第20、1(4)

、その承諾を得なければならない。

2 前項の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方（債権者の交替による更改にあつては、債務者）に対してする意思表示によつてしなければならない。

## 第七節 有価証券

### 第一款 指図証券

#### （指図証券の譲渡）

第五百二十条の二 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。

#### （指図証券の裏書の方式）

第五百二十条の三 指図証券の譲渡については、その指図証券の性質に応じ、手形法（昭和七年法律第二十号）中裏書の方式に関する規定を準用する。

#### （指図証券の所持人の権利の推定）

第五百二十条の四 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その所持人は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

(2) (1)の質権又は抵当権の移転は、あらかじめ又は同時に更改の相手方に対してする意思表示によつてしなければならない。

#### 第20、1

(1) 指図証券の譲渡は、その証券に譲渡の裏書をして譲受人に交付しなければ、その効力を生じない。

#### 第20、1 (2)

ア 指図証券の譲渡については、当該指図証券の性質に応じ、手形法（昭和7年法律第20号）中裏書の方式に関する規定を準用する。

#### 第20、1 (2)

イ 指図証券の所持人が裏書の連続によりその権利を証明するときは、その者は、証券上の権利を適法に有するものと推定する。

において、更改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。

2 債務者の交替による更改後の債務者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。

(債権者の交替による更改)

第五百十五條 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によつてすることができる。

2 債権者の交替による更改は、確定日付のある証書によつてしなれば、第三者に対抗することができない。

第五百十六條及び第五百十七條 削除

(更改後の債務への担保の移転)

第五百十八條 債権者(債権者の交替による更改にあつては、更改前の債権者)は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には

改は、債権者が更改前の債務者に対してその契約が成立した旨を通知することによつて、その効力を生ずる。

(2) (1)の規定により債務者となつた者は、更改前の債務者に対して求償権を取得しない。

第25、3

(1) 債権者の交替による更改は、更改前の債権者、更改後に債権者となる者及び債務者の契約によつてすることができる。

(2) (1)の更改は、確定日付のある証書によつてしなれば、第三者に対抗することができない。

第25、3

(3) 民法第516条を削除するものとする。

第25、4

民法第517条を削除するものとする。

第25、5

(1) 債権者は、更改前の債務の目的の限度において、その債務の担保として設定された質権又は抵当権を更改後の債務に移すことができる。ただし、第三者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならない。

その有する債権の全部を消滅させるのに足りないときは、前項の規定を準用する。

第五百十二条の二 債権者が債務者に対して有する債権に、一個の債権の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺については、前条の規定を準用する。債権者が債務者に対して負担する債務に、一個の債務の弁済として数個の給付をすべきものがある場合における相殺についても、同様とする。

### 第三款 更改

(更改)

第五百十三条 当事者が従前の債務に代えて、新たな債務であつて次に掲げるものを発生させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅する。

- 一 従前の給付の内容について重要な変更をするもの
- 二 従前の債務者が第三者と交替するもの
- 三 従前の債権者が第三者と交替するもの

(債務者の交替による更改)

第五百十四条 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によつてすることができる。この場合に

有する債権の全部を消滅させるのに足りないときも、(2)を準用する。

〔仮案なし〕

※現第四百九十条（第五百十二条で準用）に相当するもの。

〔第25、1〕

当事者が従前の債務に代えて、次に掲げるいずれかの新たな債務を成立させる契約をしたときは、従前の債務は、更改によって消滅する。

- (1) 従前の給付の内容について重要な変更をしたもの
- (2) 従前の債務者が第三者と交替したもの
- (3) 従前の債権者が第三者と交替したもの

〔第25、2〕

(1) 債務者の交替による更改は、債権者と更改後に債務者となる者との契約によつてすることができる。この場合において、更

(相殺の充当)

第五百十二条 債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示をした場合において、当事者が別段の合意をしなかったときは、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従って、その対当額について相殺によって消滅する。

2 前項の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときであつて、当事者が別段の合意をしなかったときは、次に掲げるところによる。

一 債権者が数個の債務を負担するとき（次号に規定する場合を除く。）は、第四百八十八条第四項第二号から第四号までの規定を準用する。

二 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、第四百八十九条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「前条」とあるのは、「前条第四項」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合において、相殺をする債権者の負担する債務が

第24、4

(1) 債権者が債務者に対して有する一個又は数個の債権と、これと同種の目的を有する債務であつて、債権者が債務者に対して負担する一個又は数個の債務について、債権者が相殺の意思表示した場合には、当事者間に別段の合意がない限り、債権者の有する債権とその負担する債務は、相殺に適するようになった時期の順序に従つて、その対当額について相殺によって消滅する。

(2) (1)の場合において、相殺をする債権者の有する債権がその負担する債務の全部を消滅させるのに足りないときは、当事者間に別段の合意がない限り、次に定めるところに従い、充当する。

ア 債権者が数個の債務を負担するとき（イの規定に該当するときを除く。）は、民法第489条第2号から第4号までを準用する。

イ 債権者が負担する一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきときは、民法第491条を準用する。この場合において、その債務の費用、利息及び元本のうちいずれかの全部を消滅させるのに足りないときは、民法第489条第2号から第4号までを準用する。

(3) (1)の場合において、相殺をする債権者の負担する債務がその

、その第三者に対抗することができる。

(不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止)

第五百九条 次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から取得したものであるときは、この限りでない。

一 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務

二 人の生命又は身体の侵害に基づく損害賠償の債務（前号に掲げるものを除く。）

(差押えを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止)

第五百十一条 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、その第三債務者は、その債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、第三債務者が差押え後に他人の債権を取得した場合は、この限りでない。

、その第三者に対抗することができる。

第24、2

次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から取得したものであるときは、この限りでない。

(1) 悪意による不法行為に基づく損害賠償に係る債務

(2) 人の生命又は身体の侵害に基づく損害賠償に係る債務（(1)に該当するものを除く。）

第24、3

(1) 差押えを受けた債権の第三債務者は、差押え後に取得した債権による相殺をもって差押債権者に対抗することはできないが、差押え前に取得した債権による相殺をもって対抗することができる。

(2) (1)の規定にかかわらず、(1)の差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるときは、第三債務者は、当該債権による相殺をもって差押債権者に対抗することができる。ただし、差押え後に他人の債権を取得したものであるときは、この限りでない。

(債権者による担保の喪失等)

第五百四条 第五百条の規定により代位をすることができる者(以下この項において「代位権者」という。)がある場合において、債権者が故意又は過失によってその担保を喪失し、又は減少させたときは、その代位権者は、代位をするに当たって担保の喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。その代位権者が物上保証人である場合において、その代位権者から担保の目的となつている財産を譲り受けた第三者及びその特定承継人についても、同様とする。

2 前項の規定は、債権者が担保を喪失し、又は減少させたことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。

## 第二款 相殺

(相殺の要件等)

第五百五条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知り、又は重大な過失によって知らなかったときに限り

第23、10(5)

ア 債権者は、(1)ウの規定により代位をすることができる者のために、その担保を喪失し、又は減少させない義務を負う。

イ 債権者が故意又は過失によってアの義務に違反したときは、(1)ウの規定により代位をすることができる者は、代位をするに当たってその喪失又は減少によって償還を受けることができなくなる限度において、その責任を免れる。債権者が故意又は過失によってアの義務に違反した後には担保の目的となつている財産を譲り受けた第三者についても、同様とする。

ウ イの規定は、その担保を喪失し、又は減少させたことについて、取引上の社会通念に照らして合理的な理由があると認められるときは、適用しない。

第24、1

前項の規定にかかわらず、当事者が相殺を禁止し、又は制限する旨の意思表示をした場合には、その意思表示は、第三者がこれを知っていたとき又は重大な過失により知らなかったときに限り

じて、債権者に代位する。

五 第三取得者から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた者は、第三取得者とみなして第一号及び第二号の規定を適用し、物上保証人から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして第一号、第三号及び前号の規定を適用する。

(一部弁済による代位)

第五百二条 債権の一部について代位弁済があつたときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使することができる。

2 前項の場合であつても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。

3 前二項の場合に債権者が行使する権利は、その債権の担保の目的となつてゐる財産の売却代金その他の当該権利の行使によつて得られる金銭について、代位者が行使する権利に優先する。

4 第一項の場合において、債務の不履行による契約の解除は、債権者のみができることができる。この場合においては、代位者に対し、その弁済をした価額及びその利息を償還しなければならない。

債権者に代位する。(民法第501条第5号と同文)

オ 物上保証人から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた者は、物上保証人とみなして、ア、ウ及びエの規定を適用する。

第23、10(4)

ア 債権の一部について代位弁済があつたときは、代位者は、債権者の同意を得て、その弁済をした価額に応じて、債権者とともにその権利を行使することができる。

イ アのときであつても、債権者は、単独でその権利を行使することができる。

ウ ア又はイの規定に基づき債権者が行使する権利は、その権利の行使によつて得られる担保の目的となつてゐる財産の売却代金その他の金銭について、代位者が行使する権利に優先する。

仮案なし

※第五百二条第二項を第四項に移動

(弁済による代位の効果)

第五百一条 前二条の規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。

2 前項の規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内（保証人の一人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内）に限り、することができる。

3 第一項の場合には、前項の規定によるほか、次に掲げるところによる。

一 第三取得者（債務者から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた者をいう。以下この項において同じ。）は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。

二 第三取得者の一人は、各財産の価格に応じて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。

三 前号の規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。

四 保証人と物上保証人との間においては、その数に依りて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に依りて、

第23、10(2)

ア (1)アの規定により債権者に代位した者は、債権の効力及び担保としてその債権者が有していた一切の権利を行使することができる。

イ アの規定による権利の行使は、債権者に代位した者が自己の権利に基づいて債務者に対して求償をすることができる範囲内（保証人が他の保証人に対して債権者に代位する場合には、自己の権利に基づいて当該他の保証人に対して求償をすることができる範囲内）に限り、することができる。

第23、10

(3) (2)アの場合には、(2)イの規定のほか、次に定めるところによる。

ア 第三取得者（債務者から担保の目的となつてゐる財産を譲り受けた者に限る。イにおいて同じ。）は、保証人及び物上保証人に対して債権者に代位しない。

イ 第三取得者の一人は、各財産の価格に依りて、他の第三取得者に対して債権者に代位する。

ウ イの規定は、物上保証人の一人が他の物上保証人に対して債権者に代位する場合について準用する。

エ 保証人と物上保証人との間においては、その数に依りて、債権者に代位する。ただし、物上保証人が数人あるときは、保証人の負担部分を除いた残額について、各財産の価格に依りて、

四 前三号に掲げる場合のほか、その物を供託することが困難な事情があるとき。

(供託物の還付請求等)

第四百九十八条 弁済の目的物が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。

2 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。

### 第三目 弁済による代位

(弁済による代位の要件)

第四百九十九条 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。

2 第四百六十七条の規定は、前項の場合について準用する。

第五百条 弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。

第23、9(3)

ア 弁済の目的物が供託された場合には、債権者は、供託物の還付を請求することができる。

イ 債務者が債権者の給付に対して弁済をすべき場合には、債権者は、その給付をしなければ、供託物を受け取ることができない。(民法第498条と同文)

第23、10(1)

ア 債務者のために弁済をした者は、債権者に代位する。

イ 民法第467条の規定は、アの場合について準用する。

第23、10(1)

ウ 弁済をするについて正当な利益を有する者は、弁済によって当然に債権者に代位する。

(供託)

第四百九十四条 弁済者は、次に掲げる場合には、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

- 一 弁済の提供をした場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
- 二 債権者が弁済を受領することができないとき。
- 2 弁済者が債権者を確知することができないときも、前項と同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

(供託に適しない物等)

第四百九十七条 弁済者は、次に掲げる場合には、裁判所の許可を得て、弁済の目的物を競売に付し、その代金を供託することができる。

- 一 その物が供託に適しないとき。
- 二 その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるとき。
- 三 その物の保存について過分の費用を要するとき。

第23、9 (1)

ア 弁済をすることができる者（以下この9において「弁済者」という。）は、次に掲げる事由があるときは、債権者のために弁済の目的物を供託することができる。この場合においては、弁済者が供託をした時に、その債権は、消滅する。

- (ア) 弁済の提供があつた場合において、債権者がその受領を拒んだとき。
- (イ) 債権者が弁済を受領することができないとき。
- イ 弁済者が債権者を確知することができないときも、アと同様とする。ただし、弁済者に過失があるときは、この限りでない。

第23、9 (2)

弁済の目的物が供託に適しないとき、その物について滅失、損傷その他の事由による価格の低落のおそれがあるときその他その物を供託することが困難な事情があるときは、弁済者は、裁判所の許可を得て、これを競売に付し、その代金を供託することができる。

仮案なし

※第四百九十七条後段を第三号に移動

(合意による弁済の充当)

第四百九十条 前二条の規定にかかわらず、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い、その弁済を充当する。

(数個の給付をすべき場合の充当)

第四百九十一条 一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、前三条の規定を準用する。

(弁済の提供の効果)

第四百九十二条 債務者は、弁済の提供の時から、債務を履行しないことによつて生ずべき責任を免れる。

## 第二目 弁済の目的物の供託

第23、7

(1) 次に掲げるいずれかの場合に該当し、かつ、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をした場合において、その者と債権者との間に弁済の充当の順序に関する合意があるときは、その順序に従い充当するものとする。

ア 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする数個の債務を負担するとき(イに該当するときを除く。)

イ 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を内容とする一個又は数個の債務を負担する場合において、そのうち一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべきとき。

第23、7

(4) 一個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、(1)から(3)までの規定を準用する。

第23、8

債務者は、弁済の提供の時から、債務の履行をしないことによつて生ずべき責任を免れる。

に到来したものは先に到来すべきものに先に充当する。

四 前二号に掲げる事項が相等しい債務の弁済は、各債務の額に応じて充当する。

(元本、利息及び費用を支払うべき場合の充当)

第四百八十九条 債務者が一個又は数個の債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合(債務者が数個の債務を負担する場合にあつては、同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担するときに限る。)において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当しなければならぬ。

2 前条の規定は、前項の場合において、費用、利息又は元本のいずれかの全てを消滅させるのに足りない給付をしたときに適用する。

第23、7

(3) (1)イに該当する場合において、(1)の合意がないときに適用される規定として、民法第491条と同旨の規定を設ける。この場合において、その債務の費用、利息及び元本のうちいずれかの全部を消滅させるのに足りないときは、(2)の規律に従う。

。 時間内に限り、弁済をし、又は弁済の請求をすることができる。

(受取証書の交付請求)

第四百八十六条 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。

(同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当)

第四百八十八条 債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合(次条に規定する場合を除く。)において、弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるのに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができる。

2・3 (略)

4 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも第一項又は第二項の規定による指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二 全ての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先

引時間内に限り、債務の履行をし、又はその履行の請求をすることができる。

第23、6

(3) 弁済をする者は、弁済と引換えに、弁済を受領する者に対して受取証書の交付を請求することができる。

第23、7

(2) (1)アに該当する場合において、(1)の合意がないときに適用される規定として、民法第488条及び第489条と同旨の規定を設ける。

※現第四百八十九条を新第四百八十八条第四項に移動

において更に弁済をすべき旨を第三債務者に請求することができる。

2 (略)

(代物弁済)

第四百八十二条 弁済をすることができる者(以下この款において「弁済者」という。)が、債権者との間で、債務者の負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済者が当該他の給付をしたときは、その給付は、弁済と同一の効力を有する。

(特定物の現状による引渡し)

第四百八十三条 債権の目的が特定物の引渡しである場合において、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らしてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その引渡しをすべき時の現状でその物を引き渡さなければならない。

(弁済の場所及び時間)

第四百八十四条 (略)

2 法令又は慣習により取引時間の定めがあるときは、その取引

第23、5

弁済をすることができる者が、債権者との間で、その負担した給付に代えて他の給付をすることにより債務を消滅させる旨の契約をした場合において、その弁済をすることができる者が当該他の給付をしたときは、その債権は、消滅する。

第23、6

(1) 債権の目的が特定物の引渡しである場合において、法律行為の性質又は当事者の意思によつてその引渡しをすべき時の品質を定めることができないときは、弁済をする者は、その時の現状でその物を引き渡さなければならない。

第23、6

(2) 法令又は慣習により取引時間の定めがある場合には、その取

取得した時に、その効力を生ずる。

(受領権者としての外観を有する者に対する弁済)

第四百七十八条 受領権者（債権者及び法令の規定又は当事者の意思表示によって弁済を受領する権限を付与された第三者をいう。以下同じ。）以外の者であつて取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

(受領権者以外の者に対する弁済)

第四百七十九条 前条の場合を除き、受領権者以外の者に対してした弁済は、債権者がこれによって利益を受けた限度においてのみ、その効力を有する。

第四百八十条 削除

(差押えを受けた債権の第三債務者の弁済)

第四百八十一条 差押えを受けた債権の第三債務者が自己の債権者に弁済をしたときは、差押債権者は、その受けた損害の限度

対して払戻しを請求する権利を取得した時に、その効力を生ずる。

第23、4

(1) 債権者、債権者が弁済を受領する権限を与えた第三者及び法令の規定により弁済を受領する権限を有する第三者（以下「受領権者」という。）以外の者であつて取引上の社会通念に照らして受領権者と認められる外観を有するものに対してした弁済は、その弁済をした者が善意であり、かつ、過失がなかったときに限り、その効力を有する。

仮案なし

※「受領権者」という定義語の新設に伴う改正

第23、4

(2) 民法第480条を削除するものとする。

仮案なし

務者の意思に反することを債権者が知らなかったときは、この限りでない。

3 前項に規定する第三者は、債権者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知っていたときは、この限りでない。

4 前三項の規定は、その債務の性質が第三者の弁済を許さないとき、又は当事者が第三者の弁済を禁止し、若しくは制限する旨の意思表示をしたときは、適用しない。

(弁済として引き渡した物の消費又は譲渡がされた場合の弁済の効力等)

第四百七十六条 前条の場合において、債権者が弁済として受領した物を善意で消費し、又は譲り渡したときは、その弁済は、有効とする。この場合において、債権者が第三者から賠償の請求を受けたときは、弁済をした者に対して求償をすることを妨げない。

(預金又は貯金の口座に対する払込みによる弁済)

第四百七十七条 債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に対してその払込みに係る金額の払戻しを請求する権利を

債権者が債務者の意思に反することを知らなかったときは、この限りでない。

(2) (1)に規定する第三者が弁済をすることができるときは、債権者は、その受領を拒むことができる。ただし、その第三者が債務者の委託を受けて弁済をする場合において、そのことを債権者が知ったときは、この限りでない。

仮案なし

※第四百七十四条第一項ただし書に相当するもの。

第23、3

民法第476条を削除するものとする。

仮案なし

※現第四百七十七条を新第四百七十六条に移動

第23、6(4)

(4) 金銭の給付を目的とする債務について債権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによってする弁済は、払い込んだ金銭の額について、債権者がその預金又は貯金に係る債権の債務者に

が免れる債務の保証をした者があるときについて準用する。

4 前項の場合において、同項において準用する第一項の承諾は、書面でしなければ、その効力を生じない。

5 前項の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。

## 第六節 債権の消滅

### 第一款 弁済

#### 第一目 総則

#### (弁済)

第四百七十三条 債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

#### (第三者の弁済)

第四百七十四条 債務の弁済は、第三者もすることができる。

2 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債

の保証をした者があるときについて準用する。

(4) (3)の場合において、保証人の承諾は、書面でしなければ、その効力を生じない。

(5) (3)の保証人の承諾がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その承諾は、書面によってされたものとみなして、(4)の規定を適用する。

第20、4

民法第473条を削除するものとする。

第23、1

債務者が債権者に対して債務の弁済をしたときは、その債権は、消滅する。

仮案なし

※第四百七十四条第一項ただし書を第四項に移動

第23、2

(1) 弁済をするについて正当な利益を有する者でない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない。ただし、債

(免責的債務引受における引受人の抗弁等)

第四百七十二條の二 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができた抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

2 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によつて債務者がその債務の履行を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(免責的債務引受における引受人の求償権)

第四百七十二條の三 免責的債務引受の引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。

(免責的債務引受による担保の移転)

第四百七十二條の四 債権者は、第四百七十二條第一項の規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者がこれを設定した場合には、その承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によつてしなければならない。

3 前二項の規定は、第四百七十二條第一項の規定により債務者

第21、3

(2) 引受人は、免責的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができる抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

(3) 債務者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、免責的債務引受がなければこれらの権利の行使によつて債務者がその債務の履行を免れることができた限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第21、3

(1) 引受人は、債務者に対して求償権を取得しない。

第21、4

(1) 債権者は、2(1)アの規定により債務者が免れる債務の担保として設定された担保権を引受人が負担する債務に移すことができる。ただし、引受人以外の者が担保を設定した場合には、その承諾を得なければならぬ。

(2) (1)の規定による担保権の移転は、あらかじめ又は同時に引受人に対してする意思表示によつてしなければならない。

(3) (1)及び(2)の規定は、2(1)アの規定により債務者が免れる債務

ができた抗弁をもって債権者に対抗することができる。

2 債権者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務の履行を免れる限度において、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

## 第二款 免責的債務引受

(免責的債務引受の要件及び効果)

第四百七十二条 免責的債務引受の引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。

2 免責的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によつてすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる。

3 免責的債務引受は、債務者と引受人となる者が契約をし、債権者が引受人となる者に対して承諾をすることによつてもすることができる。

をもって債権者に対抗することができる。

イ 債権者が債権者に対して取消権又は解除権を有するときは、引受人は、これらの権利の行使によって債務者がその債務の履行を免れる限度で、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

第21、2 (1)

ア 免責的債務引受によつて、引受人は債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担し、債務者は自己の債務を免れる。

イ 免責的債務引受は、引受人と債権者との契約によつてすることができる。この場合において、免責的債務引受は、債権者が債務者に対してその契約が成立した旨を通知することによつて、その効力を生ずる。

第21、2

(2) 免責的債務引受は、引受人と債務者が契約をし、債権者が引受人に対してこれを承諾することによつてもすることができる。

十六条の三の規定により同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

## 第五節 債務の引受け

### 第一款 併存的債務引受

(併存的債務引受の要件及び効果)

第四百七十条 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。

2 併存的債務引受は、債権者と引受人となる者との契約によつてすることができる。

3 併存的債務引受は、債務者と引受人となる者との契約によつてもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人となる者に対して承諾をした時に、その効力を生ずる。

4 前項の規定によつてする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定に従う。

(併存的債務引受における引受人の抗弁等)

第四百七十一条 引受人は、併存的債務引受により負担した自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張すること

第21、1(1)

ア 併存的債務引受の引受人は、債務者と連帯して、債務者が債権者に対して負担する債務と同一の内容の債務を負担する。

イ 併存的債務引受は、引受人と債権者との契約によつてすることができる。

ウ 併存的債務引受は、引受人と債務者との契約によつてもすることができる。この場合において、併存的債務引受は、債権者が引受人に対して承諾をすることによつて、その効力を生ずる。

エ ウの規定によつてする併存的債務引受は、第三者のためにする契約に関する規定(第29参照)に従う。

第20、1(2)

ア 引受人は、併存的債務引受により負担する自己の債務について、その効力が生じた時に債務者が主張することができる抗弁

り同条の譲受人から供託の請求を受けた時」とする。

(債権の譲渡における相殺権)

第四百六十九条 債務者は、対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。

2 債務者が対抗要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であつても、その債権が次に掲げるものであるときは、前項と同様とする。ただし、債務者が対抗要件具備時より後に他人の債権を取得した場合は、この限りでない。

一 対抗要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権

二 前号に掲げるもののほか、譲受人の取得する債権の発生原因である契約に基づいて生じた債権

3 第四百六十六条第四項の場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六

第19、4(2)

ア 民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされたときは、債務者は、その通知を受け、又はその承諾をした時（以下この(2)において「権利行使要件具備時」という。）より前に取得した譲渡人に対する債権による相殺をもって譲受人に対抗することができる。

イ 債務者が権利行使要件具備時より後に取得した譲渡人に対する債権であつても、その債権が次に掲げるいずれかに該当するものであるときは、アと同様とする。ただし、権利行使要件具備時より後に他人の債権を取得したものであるときは、この限りでない。

(7) 権利行使要件具備時より前の原因に基づいて生じた債権

(1) (7)に規定するもののほか、譲受人の取得する債権を生ずる原因である契約に基づいて生じた債権

仮案なし

※第四百六十六条第四項及び第四百六十六条の三の新設に伴う改正

がされた債権が預貯金債権の場合にあつては、前条第一項の規定を適用する。

(債権の譲渡の対抗要件)

第四百六十七条 債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 (略)

(債権の譲渡における債務者の抗弁)

第四百六十八条 債務者は、対抗要件具備時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

2 第四百六十六条第四項の場合における前項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条第四項の相当の期間を経過した時」とし、第四百六十六条の三の場合における同項の規定の適用については、同項中「対抗要件具備時」とあるのは、「第四百六十六条の三の規定によ

第19、3

債権の譲渡（現に発生していない債権の譲渡を含む。）は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

第19、4(1)

ア 民法第468条第1項を削除するものとする。

第19、4(1)

イ 民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされたときは、債務者は、その通知を受け、又はその承諾をした時までに譲渡人に対して生じた事由をもって譲受人に対抗することができる。

仮案なし

※第四百六十六条第四項及び第四百六十六条の三の新設に伴う改正

(預金債権又は貯金債権に係る譲渡制限の意思表示の効力)

第四百六十六条の五 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権(以下「預貯金債権」という。)について当事者がした譲渡制限の意思表示は、第四百六十六条第二項の規定にかかわらず、その譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対抗することができる。

2 前項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた預貯金債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

(将来債権の譲渡性)

第四百六十六条の六 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

2 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。

3 前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の承諾をした時(以下この節において「対抗要件具備時」という。)までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第四百六十六条第三項(譲渡制限の意思表示

第19、1(5)

ア 預金口座又は貯金口座に係る預金又は貯金に係る債権(以下「預貯金債権」という。)について譲渡制限の意思表示がされた場合において、そのことを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者がその債権を譲り受けたときは、(イ)アの規定にかかわらず、債務者は、譲渡制限の意思表示をもってその第三者に対抗することができる。

イ アの規定は、その債権に対して強制執行をした差押債権者に対しては適用しない。

第19、2(1)

ア 債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。

イ 債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。

第19、2

(2) 民法第467条第1項の規定による通知又は承諾がされた時に債権が現に発生していないときは、その後になされた譲渡制限の意思表示については、1(1)イの規定は、適用しない。

第四百六十六条の三 前条第一項に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があつたときは、譲受人（同項の債権の全額を譲り受けた者であつて、その債権の譲渡を債務者その他の第三者に対抗することができるものに限る。）は、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときであつても、債務者にその債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定を準用する。

（譲渡制限の意思表示がされた債権の差押え）

第四百六十六条の四 第四百六十六条第三項の規定は、譲渡制限の意思表示がされた債権に対する強制執行をした差押債権者に対しては、適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によつて知らなかつた第三者の債権者が同項の債権に対する強制執行をしたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができ、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもつて差押債権者に対抗することができる。

第19、1(3)

イ ア(ア)に規定する場合において、譲渡人について破産手続開始の決定があつたときは、(1)イの規定にかかわらず、債権者（その金銭債権の全額を譲り受けた者であつて、その金銭債権の譲渡につき第三者に対抗することができるものに限る。）は、債務者にその金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地の供託所に供託させることができる。この場合においては、ア(イ)及び(ウ)の規定を準用する。

第19、1(4)

ア (1)イの規定は、その債権に対して強制執行をした差押債権者に対しては適用しない。

イ アの規定にかかわらず、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失により知らなかつた第三者の債権者によつて、その債権に対して強制執行がされたときは、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもつて差押債権者に対抗することができる。

き、かつ、譲渡人に対する弁済その他の債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

4 前項の規定は、債務者が債務を履行しない場合において、同項に規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人への履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

(譲渡制限の意思表示がされた債権に係る債務者の供託)

第四百六十六条の二 債務者は、譲渡制限の意思表示がされた金銭の給付を目的とする債権が譲渡されたときは、その債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債務の履行地が債権者の現在の住所により定まる場合)にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。次条において同じ。)の供託所に供託することができる。

2 前項の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び譲受人に供託の通知をしなければならない。

3 第一項の規定により供託をした金銭は、譲受人に限り、還付を請求することができる。

人に対する弁済その他の当該債務を消滅させる事由をもってその第三者に対抗することができる。

第19、1

(2) (1)イの規定は、債務者が債務を履行せず、(1)イに規定する第三者が相当の期間を定めて譲渡人に対する履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、その債務者については、適用しない。

第19、1 (3)

ア(7) 債務者は、金銭債権(金銭の給付を目的とする債権をいう。以下この(3)において同じ。)について譲渡制限の意思表示をした場合において、その金銭債権が譲渡されたときは、その譲渡された金銭債権の全額に相当する金銭を債務の履行地(債権者の現在の住所が債務の履行地である場合)にあっては、譲渡人の現在の住所を含む。イにおいて同じ。)の供託所に供託することができる。

(イ) (7)の規定により供託をした債務者は、遅滞なく、譲渡人及び債権者に供託の通知をしなければならない。

(ウ) (7)の規定により供託をした金銭は、債権者に限り、還付を請求することができる。

2 主たる債務者が前項各号に掲げる事項に関して情報を提供せず、又は事実と異なる情報を提供したために委託を受けた者がその事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がその事項に関して情報を提供せず又は事実と異なる情報を提供したことを債権者が知り又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

3 前二項の規定は、保証をする者が法人である場合には、適用しない。

#### 第四節 債権の譲渡

##### (債権の譲渡性)

#### 第四百六十六条 (略)

2 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下この節において「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

3 前項に規定する場合には、譲渡制限の意思表示がされたことを知り、又は重大な過失によって知らなかった譲受人その他の第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことがで

イ 主たる債務者がアの説明をせず、又は事実と異なる説明をしたために委託を受けた者がアの(イ)から(ウ)までに掲げる事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合において、主たる債務者がアの説明をせず、又は事実と異なる説明をしたことを債権者が知り、又は知ることができたときは、保証人は、保証契約を取り消すことができる。

#### 第19、1(1)

ア 当事者が債権の譲渡を禁止し、又は制限する旨の意思表示(以下この第19において「譲渡制限の意思表示」という。)をしたときであっても、債権の譲渡は、その効力を妨げられない。

イ アに規定する場合において、譲渡制限の意思表示があることを知り、又は重大な過失によって知らなかった第三者に対しては、債務者は、その債務の履行を拒むことができるほか、譲渡

が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ハ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社及び当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者

ニ イ、ロ又はハに掲げる者に準ずる者

三 主たる債務者（法人であるものを除く。以下この号において同じ。）と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

（契約締結時の情報の提供義務）

第四百六十五条の十 主たる債務者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする保証又は主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保証の委託をするときは、委託を受ける者に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

一 財産及び収支の状況

二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

三 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(ウ) 主たる債務者が個人である場合の主たる債務者と共同して事業を行う者又は主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者

第18、6(2)

ア 主たる債務者は、事業のために負担する債務についての保証を委託するときは、委託を受ける者（法人を除く。）に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければならない。

(7) 財産及び収支の状況

(4) 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(ウ) 主たる債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(公正証書の作成と求償権についての保証の効力)

第四百六十五条の八 第四百六十五条の六第一項及び第二項並びに前条の規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約について準用する。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

2 前項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

(公正証書の作成と保証の効力に関する規定の適用除外)

第四百六十五条の九 前三条の規定は、保証人になろうとする者が次に掲げる者である保証契約については、適用しない。

一 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

二 主たる債務者が法人である場合に次に掲げる者

イ 主たる債務者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除く。以下この号において同じ。)の過半数を有する者

ロ 主たる債務者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社

第18、6(1)

ウ ア及びイの規定は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約(保証人が法人であるものを除く。)に準用する。

第18、6(1)

エ 次に掲げる者が保証人である保証契約については、アからウまでの規定は、適用しない。

(7) 主たる債務者が法人その他の団体である場合のその理事、取締役、執行役又はこれらに準ずる者

(イ) 主たる債務者が法人である場合のその総社員又は総株主の議決権の過半数を有する者

四 公証人が、その証書は前三号に掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

3 前二項の規定は、保証人になろうとする者が法人である場合には、適用しない。

(保証に係る公正証書の方式の特則)

第四百六十五条の七 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が口がきけない者である場合には、公証人の前で、同条第二項第一号イ又はロに掲げる契約の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、同号の口授に代えなければならない。この場合における同項第二号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

2 前条第一項の保証契約又は根保証契約の保証人になろうとする者が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第二項第二号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により保証人になろうとする者に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。

3 公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。

(エ) 公証人が、その証書は(フ)から(ク)までに掲げる方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。

第18、6(1)

(注) 保証人になろうとする者が口をきけない者である場合又は耳が聞こえない者である場合については、民法第969条の2を参考にして所要の手当をする。

する意思)を有していること。

ロ 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、根保証契約における極度額、元本確定期日の定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度において元本確定期日又は第四百六十五条の四第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由その他の元本を確定すべき事由が生ずる時まで生ずべき主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか)又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

二 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

三 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

b 根保証契約 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の範囲、保証契約における極度額、元本確定期日の有無及びその内容並びに当該主たる債務者がその債務を履行しないときには、極度額の限度で元本確定期日又は5(2)ア若しくはイに掲げる事由が生じた時まで生じた主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの全額について履行する意思(保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができるかどうか又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行する意思)を有していること。

(イ) 公証人が、保証人になろうとする者の口述を筆記し、これを保証人になろうとする者に読み聞かせ、又は閲覧させること。

(ウ) 保証人になろうとする者が、筆記の正確なことを承認した後、署名し、印を押すこと。ただし、保証人になろうとする者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。

(公正証書の作成と保証の効力)

第四百六十五条の六 事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思表示をしていないければ、その効力を生じない。

2 前項の公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

一 保証人になろうとする者が、次のイ又はロに掲げる契約の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を公証人に口授すること。

イ 保証契約（ロに掲げるものを除く。） 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに主たる債務者がその債務を履行しないときには、その債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができかどうか）又は他に保証人があるかどうかにかかわらず、その全額について履行

第18、6(1)

ア 保証人が法人である場合を除き、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に事業のために負担する貸金等債務が含まれる根保証契約は、その契約の締結に先立ち、その締結の日前一箇月以内に作成された公正証書で保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思表示をしていなければ、その効力を生じない。

イ アの公正証書を作成するには、次に掲げる方式に従わなければならない。

(7) 次に掲げる保証契約を締結し、保証人になろうとする者が、それぞれ次に定める事項を公証人に口授すること。

a 保証契約（bを除く。） 主たる債務の債権者及び債務者、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものの定めの有無及びその内容並びに当該主たる債務者が債務を履行しないときには、当該債務の全額について履行する意思（保証人になろうとする者が主たる債務者と連帯して債務を負担しようとするものである場合には、債権者が主たる債務者に対して催告をしたかどうか、主たる債務者がその債務を履行することができかどうか又は他に保証人がいるかどうか）にかかわらず、その全額について履行する意思を有していること。

(保証人が法人である根保証契約の求償権)

第四百六十五条の五 保証人が法人である根保証契約において、第四百六十五条の二第一項に規定する極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。

2 保証人が法人である根保証契約であつてその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が第四百六十五条の三第一項若しくは第三項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約は、その効力を生じない。主たる債務の範囲にその求償権に係る債務が含まれる根保証契約も、同様とする。

3 前二項の規定は、求償権に係る債務を主たる債務とする保証契約又は主たる債務の範囲に求償権に係る債務が含まれる根保証契約の保証人が法人である場合には、適用しない。

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則

第18、5(3)

ア 保証人が法人である根保証契約において、(1)アの極度額の定めがないときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約(保証人が法人であるものを除く。)は、その効力を生じない。ただし、その求償権についての保証契約が根保証契約であるときは、この限りでない。

イ 保証人が法人である根保証契約であつてその主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれるものにおいて、元本確定期日の定めがないとき、又は元本確定期日の定め若しくはその変更が民法第465条の3第1項若しくは第3項の規定を適用するとすればその効力を生じないものであるときは、その根保証契約の保証人の主たる債務者に対する求償権についての保証契約(保証人が法人であるものを除く。)は、その効力を生じない。

(個人根保証契約の元本の確定事由)

第四百六十五条の四 次に掲げる場合には、個人根保証契約における主たる債務の元本は、確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、強制執行又は担保権の実行の開始があつたときに限る。

一 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

二 保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。

三 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

2 前項に規定する場合のほか、個人貸金等根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合にも確定する。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、強制執行又は担保権の実行の開始があつたときに限る。

一 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

二 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

第18、5(2)

ア 個人根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合に確定する。ただし、(ア)の場合にあつては、強制執行又は担保権の実行の開始があつたときに限る。

(ア) 債権者が、保証人の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

(イ) 保証人が破産手続開始の決定を受けたとき。

(ロ) 主たる債務者又は保証人が死亡したとき。

イ アに定める場合のほか、主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれる個人根保証契約における主たる債務の元本は、次に掲げる場合に確定する。ただし、(イ)の場合にあつては、強制執行又は担保権の実行の開始があつたときに限る。

(イ) 債権者が、主たる債務者の財産について、金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。

(ロ) 主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。

---

いう。)において主たる債務の元本の確定すべき期日(以下「元本確定期日」という。)の定めがある場合において、その元本確定期日とその個人貸金等根保証契約の締結の日から五年を経過する日より後の日と定められているときは、その元本確定期日の定めは、その効力を生じない。

2 個人貸金等根保証契約において元本確定期日の定めがない場合(前項の規定により元本確定期日の定めがその効力を生じない場合を含む。)には、その元本確定期日は、その個人貸金等根保証契約の締結の日から三年を経過する日とする。

3 個人貸金等根保証契約における元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日とその変更をした日から五年を経過する日より後の日となるときは、その元本確定期日の変更は、その効力を生じない。ただし、元本確定期日の前二箇月以内に元本確定期日の変更をする場合において、変更後の元本確定期日に変更前の元本確定期日から五年以内の日となるときは、この限りでない。

4 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人貸金等根保証契約における元本確定期日の定め及びその変更(その個人貸金等根保証契約の締結の日から三年以内の日を元本確定期日とする旨の定め及び元本確定期日より前の日を変更後の元本確定期日とする変更を除く。)について準用する。

---

## 第二目 個人根保証契約

(個人根保証契約の保証人の責任等)

第四百六十五条の二 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であつて保証人が法人でないもの(以下この目において「個人根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 個人根保証契約は、前項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。

3 第四百四十六条第二項及び第三項の規定は、個人根保証契約における第一項に規定する極度額の定めについて準用する。

(個人貸金等根保証契約の元本確定期日)

第四百六十五条の三 個人根保証契約であつてその主たる債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下この款において「貸金等債務」という。)が含まれるもの(以下この目において「個人貸金等根保証契約」と

第18、5(1)

ア 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であつて保証人が法人でないもの(以下「個人根保証契約(仮称)」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

イ 個人根保証契約は、アの極度額を定めなければ、その効力を生じない。

ウ 民法第446条第2項及び第3項の規定は、個人根保証契約におけるアの極度額の定めについて準用する。

仮案なし

※ 「貸金等債務」等の定義を現第四百六十五条の二から移動

※ 「貸金等根保証契約」を「個人貸金等根保証契約」に改める。

の消滅行為をしたときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができた事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもってその保証人に対抗したときは、その保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者が債務の消滅行為をしたことを保証人に通知することを怠ったため、その保証人が善意で債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。

3 保証人が債務の消滅行為をした後に主たる債務者が債務の消滅行為をした場合においては、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をしたときのほか、保証人が債務の消滅行為をしたことを主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で債務の消滅行為をしたときも、主たる債務者は、その債務の消滅行為を有効であったものとみなすことができる。

債務を免れさせた場合において、保証人がその旨をあらかじめ主たる債務者に通知していなかったときは、主たる債務者は、債権者に対抗することができる事由をもってその保証人に対抗することができる。この場合において、相殺をもって保証人に対抗したときは、保証人は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

ウ 主たる債務者が弁済をし、その他自己の財産をもって免責を得た場合において、主たる債務者がその旨を保証人（主たる債務者の委託を受けて保証をした者に限る。）に通知することを怠ったため、当該保証人が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た保証人は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

イ 保証人が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその債務を免れさせた場合において、保証人がその旨を主たる債務者に通知することを怠ったため、主たる債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、主たる債務者は、保証人が主たる債務者の意思に反して保証をした者でないときであっても、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

(主たる債務者が保証人に対して償還をする場合)

第四百六十一条 前条の規定により主たる債務者が保証人に対して償還をする場合において、債権者が全部の弁済を受けない間は、主たる債務者は、保証人に担保を供させ、又は保証人に対して自己に免責を得させることを請求することができる。

2 (略)

(委託を受けない保証人の求償権)

第四百六十二条 第四百五十九条の二第一項の規定は、主たる債務者の委託を受けないで保証をした者が債務の消滅行為をしたときについて準用する。

2 (略)

3 第四百五十九条の二第三項の規定は、前二項に規定する保証人が主たる債務の弁済前に債務の消滅行為をした場合における求償権の行使について準用する。

(通知を怠った保証人の求償の制限等)

第四百六十三条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者にあらかじめ通知しないで債務

仮案なし

※現第四百五十九条第一項のうち一部の事由を移動

仮案なし

※前二条を前条に改める。

仮案なし

※新第四百五十九条の二第一項の新設に伴う改正

仮案なし

※新第四百五十九条の二第三項の新設に伴う改正

第18、3(3)

ア 保証人(主たる債務者の委託を受けて保証をした者に限る。)が弁済をし、その他自己の財産をもって主たる債務者にその

（委託を受けた保証人が弁済期前に弁済等をした場合の求償権）

第四百五十九条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務の弁済期前に債務の消滅行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、主たる債務者がその当時利益を受けた限度において求償権を有する。この場合において、主たる債務者が債務の消滅行為の日以前に相殺の原因を有していたことを主張するときは、保証人は、債権者に対し、その相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2 前項の規定による求償は、主たる債務の弁済期以後の法定利息及びその弁済期以後に債務の消滅行為をしたとしても避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

3 第一項の求償権は、主たる債務の弁済期以後でなければ、これを行使することができない。

（委託を受けた保証人の事前の求償権）

第四百六十条（略）

一・二（略）

三 保証人が過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受けたとき。

第18、3(1)

ウ 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人が主たる債務の履行についての期限が到来する前に弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、主たる債務者は、主たる債務の履行についての期限が到来した後に、債務が消滅した当時利益を受けた限度において、償還すれば足りる。

エ ウの償還は、主たる債務の履行についての期限以後の法定利息及びその期限以後に履行したとしても避けることができなかつた費用その他の損害の賠償を包含する。

第18、3

(2) 民法第460条第3号を削除するものとする。

しなければならない。

2 前項の期間内に同項の通知をしなかったときは、債権者は、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時から同項の通知をするまでに生ずべき遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生ずべきものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。

3 前二項の規定は、保証人が法人である場合には、適用しない。

（委託を受けた保証人の求償権）

第四百五十九条 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、主たる債務者に代わって弁済その他自己の財産をもって債務を消滅させる行為（以下この目において「債務の消滅行為」という。）をしたときは、その保証人は、主たる債務者に対し、そのために支出した財産の額（その財産の額がその債務の消滅行為によって消滅した主たる債務の額を超える場合にあつては、その消滅した額）の求償権を有する。

2 第四百四十二条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

つた時から2箇月以内に、その旨を通知しなければならない。

イ 債権者は、アの通知をしなかったときは、保証人に対し、主たる債務者が期限の利益を喪失した時からその旨の通知をした時までに生じた遅延損害金（期限の利益を喪失しなかったとしても生じていたものを除く。）に係る保証債務の履行を請求することができない。

第18、3(1)

ア 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、過失なく債権者に弁済をすべき旨の裁判の言渡しを受け、又は主たる債務者に代わって弁済をし、その他自己の財産をもって債務を消滅させるべき行為をしたときは、その保証人は、主たる債務者の免責を得るために支出した金銭その他の財産の額（当該財産の額が主たる債務の免責を得た額を超える場合にあつては、その免責を得た額）について、主たる債務者に対して求償権を有する。

イ 民法第442条第2項の規定は、アの場合について準用する。（民法第459条第2項と同文）

の履行を拒むことができる。

(連帯保証人について生じた事由の効力)

第四百五十八条 第四百三十八条、第四百三十九条第一項、第四百四十条及び第四百四十一条の規定は、主たる債務者と連帯して債務を負担する保証人について生じた事由に関して準用する。

(主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務)

第四百五十八条の二 保証人が主たる債務者の委託を受けて保証をした場合において、保証人の請求があつたときは、債権者は、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

(主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務)

第四百五十八条の三 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、その利益を喪失したときは、債権者は、保証人に対し、その利益の喪失を知った時から二箇月以内に、その旨を通知

務の履行を拒むことができる。

第18、4

連帯債務者の一人について生じた事由の効力に関する規定は、主たる債務者が保証人と連帯して債務を負担する場合について準用する。

第18、6

(3) 債権者は、委託を受けた保証人から請求があつたときは、保証人に対し、遅滞なく、主たる債務の元本及び主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち履行期限が到来しているものの額に関する情報を提供しなければならない。

第18、6 (4)

ア 主たる債務者が期限の利益を有する場合において、主たる債務者がその利益を喪失したときは、債権者は、保証人(法人を除く。)に対し、主たる債務者がその利益を喪失したことを知

2 (略)

3 保証契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、その保証契約は、書面によってされたものとみなして、前項の規定を適用する。

(保証人の負担と主たる債務の目的又は態様)

第四百四十八条 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。

2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。

(主たる債務者について生じた事由の効力)

第四百五十七条 主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、保証人に対しても、その効力を生ずる。

2 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

3 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れる限度において、保証人は、債権者に対して債務

仮案なし

※電磁的記録の定義を削る(新第五百十一条第四項へ移動)。

第18、1

(1) 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。(民法第448条と同文)

(2) 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。

仮案なし

※中断を完成猶予及び更新に改める。

第18、2

(1) 保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

(2) 主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、これらの権利の行使によって主たる債務者が主たる債務の履行を免れる限度で、保証人は、債権者に対して債

3 前二項の規定にかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

(連帯債務者の一人との間の免除等と求償権)

第四百四十五条 連帯債務者の一人に対して債務の免除がされ、又は連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、その一人の連帯債務者に対し、第四百四十二条第一項の求償権を行使することができる。

#### 第五款 保証債務

##### 第一目 総則

(保証人の責任等)

第四百四十六条 (略)

ウ ア及びイにかかわらず、償還を受けることができないことについて求償者に過失があるときは、他の連帯債務者に対して分担を請求することができない。

第17、4

(4) 民法第445条を削除するものとする。

第17、2 (3)

イ 債権者と連帯債務者の一人との間に債務の免除があつた場合においても、他の連帯債務者は、免除があつた連帯債務者に対し、4 (1)又は(3)により求償の請求をすることができる。

第17、2 (4)

イ 連帯債務者の一人のために時効が完成した場合においても、他の連帯債務者は、時効が完成した連帯債務者に対し、4 (1)又は(3)により求償の請求をすることができる。

る。この場合において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

2 弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た連帯債務者が、他の連帯債務者があることを知りながら、その免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の連帯債務者は、その免責を得るための行為を有効であったものとみなすことができる。

(償還をする資力のない者の負担部分の分担)

第四百四十四条 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。

2 前項に規定する場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、等しい割合で分割して負担する。

において、相殺をもってその免責を得た連帯債務者に対抗したときは、その連帯債務者は、債権者に対し、相殺によって消滅すべきであった債務の履行を請求することができる。

イ 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たことを他の連帯債務者に通知することを怠ったため、他の連帯債務者が善意で弁済をし、その他有償の行為をもって免責を得たときは、その免責を得た他の連帯債務者は、自己の弁済その他免責のためにした行為を有効であったものとみなすことができる。

第17、4 (3)

ア 連帯債務者の中に償還をする資力のない者があるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、各自の負担部分に応じて分割して負担する。(民法第444条本文と同文)

イ アの場合において、求償者及び他の資力のある者がいずれも負担部分を有しない者であるときは、その償還をすることができない部分は、求償者及び他の資力のある者の間で、平等の割合で分割して負担する。

債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

(連帯債務者間の求償権)

第四百四十二条 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した財産の額(その財産の額が共同の免責を得た額を超える場合)については、その免責を得た額のうち各自の負担部分に応じた額の求償権を有する。

2 前項の規定による求償は、弁済その他免責があつた日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。

(通知を怠った連帯債務者の求償の制限)

第四百四十三条 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。

他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

第17、4(1)

ア 連帯債務者の一人が弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得たときは、その連帯債務者は、その免責を得た額が自己の負担部分を超えるかどうかにかかわらず、他の連帯債務者に対し、その免責を得るために支出した金銭その他の財産の額のうち各自の負担部分について求償権を有する。ただし、当該財産の額が共同の免責を得た額を超える場合には、その免責を得た額のうち各自の負担部分に限る。

イ アによる求償は、弁済その他免責があつた日以後の法定利息及び避けることができなかった費用その他の損害の賠償を包含する。(民法第442条第2項と同文)

第17、4(2)

ア 他の連帯債務者があることを知りながら、連帯債務者の一人が共同の免責を得ることを他の連帯債務者に通知しないで弁済をし、その他自己の財産をもって共同の免責を得た場合において、他の連帯債務者は、債権者に対抗することができる事由を有していたときは、その負担部分について、その事由をもってその免責を得た連帯債務者に対抗することができる。この場合

(連帯債務者の一人による相殺等)

第四百三十九条 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

2 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

(連帯債務者の一人との間の混同)

第四百四十条 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があつたときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。

(相対的効力の原則)

第四百四十一条 第四百三十八条、第四百三十九条第一項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、

第17、2 (4)

ア 民法第439条を削除するものとする。

第17、2 (2)

ア 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。(民法第436条第1項と同文)

イ アの債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度で、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

仮案なし

※現第四百三十八条を新第四百四十条に移動

第17、3

民法第441条を削除するものとする。

第17、2

(5) 連帯債務者の一人について生じた事由は、民法第435条、第436条第1項及び第438条に規定する場合を除き、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び

由は、他の連帯債権者に対してその効力を生じない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。

#### 第四款 連帯債務

(連帯債務者に対する履行の請求)

第四百三十六条 債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

(連帯債務者の一人についての法律行為の無効等)

第四百三十七条 連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があつても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。

(連帯債務者の一人との間の更改)

第四百三十八条 連帯債務者の一人と債権者との間に更改があつたときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

ない。ただし、他の連帯債権者の一人及び債務者が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債権者に対する効力は、その意思に従う。

第17、1

債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

第17、2(3)

ア 民法第437条を削除するものとする。

仮案なし

※現第四百三十三条を新第四百三十七条に移動

仮案なし

※現第四百三十五条を新第四百三十八条に移動

者のために各債権者に対して履行をすることができる。

(連帯債権者の一人との間の更改又は免除)

第四百三十三条 連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつたときは、その連帯債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益に係る部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。

(連帯債権者の一人との間の相殺)

第四百三十四条 債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対しても、その効力を生ずる。

(連帯債権者の一人との間の混同)

第四百三十五条 連帯債権者の一人と債務者との間に混同があつたときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。

(連帯債権者の一人について生じた事由等の効力)

第四百三十五条の二 第四百三十二条から前条までに規定する場合を除き、連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事

対して履行をすることができる。

第17、7(2)

連帯債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつたときは、その一人の連帯債権者がその権利を失わなければ分与される部分については、他の連帯債権者は、履行を請求することができない。

第17、2

(1) 民法第434条を削除するものとする。

第17、7(1)

債務者が連帯債権者の一人に対して債権を有する場合において、その債務者が相殺を援用したときは、その相殺は、他の連帯債権者に対してもその効力を生ずる。

第17、7(3)

連帯債権者の一人と債務者との間に混同があつたときは、債務者は、弁済をしたものとみなす。

第17、7(4)

連帯債権者の一人の行為又は一人について生じた事由は、(1)から(3)までの場合を除き、他の連帯債権者に対してその効力を生じ

準用する。

(不可分債権者の一人との間の更改又は免除)

第四百二十九条 不可分債権者の一人と債務者との間に更改又は免除があつた場合においても、他の不可分債権者は、債務の全部の履行を請求することができる。この場合においては、その一人の不可分債権者がその権利を失わなければ分与されるべき利益を債務者に償還しなければならない。

2 (削る)

(不可分債務)

第四百三十条 第四款(連帯債務)の規定(第四百四十条の規定を除く。)は、債務の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債務者があるときについて準用する。

### 第三款 連帯債権

(連帯債権者による履行の請求等)

第四百三十二条 債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権

ことができる。

仮案なし

※第二項の削除は、新第四百三十五条の二(第四百二十八条で準用)の新設による。

第17、5

連帯債務の規定(民法第438条の規定を除く。)は、債務の目的がその性質上不可分である場合について準用する。

第17、6

債権の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債権を有するときは、各債権者は、全ての債権者のために全部又は一部の履行を請求することができ、債務者は、全ての債権者のために各債権者に

の四の規定により取り消された場合を除く。) その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとき、れば前条の規定により回復すべき受益者の債務者に対する債権

#### 第四目 詐害行為取消権の期間の制限

第四百二十六条 詐害行為取消請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。

#### 第三節 多数当事者の債権及び債務

##### 第二款 不可分債権及び不可分債務

##### (不可分債権)

第四百二十八条 次款(連帯債権)の規定(第四百三十三条及び第四百三十五条の規定を除く。)は、債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときについて

場合を除く。) 当該行為が受益者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消されたとすれば12によって回復すべき受益者の債務者に対する債権

(2) (1)による転得者の債務者に対する権利行使は、当該転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付の価額又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

##### 第16、14

1又は6の取消しの請求に係る訴えは、債務者が債権者を害することを知って行為をしたことを債権者が知った時から二年を経過したときは、提起することができない。行為の時から十年を経過したときも、同様とする。

##### 第17、8

債権の目的がその性質上不可分である場合において、数人の債権者があるときは、各債権者は全ての債権者のために履行を請求し、債務者は全ての債権者のために各債権者に対して履行をする

をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる。

(受益者の債権の回復)

第四百二十五条の三 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（第四百二十四条の四の規定により取り消された場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

(詐害行為取消請求を受けた転得者の権利)

第四百二十五条の四 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたときは、その転得者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める権利を行使することができる。ただし、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする。

- 一 第四百二十五条の二に規定する行為が取り消された場合  
その行為が受益者に対する詐害行為取消請求によって取り消されたとすれば同条の規定により生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権
- 二 前条に規定する行為が取り消された場合（第四百二十四条

きは、受益者は、価額の償還を請求することができる。

第16、12

債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合（5による取消しの場合を除く。）において、受益者が債務者から受けた給付を返還し又はその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する。

第16、13

(1) 債務者がした行為が転得者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消されたときは、当該転得者は、次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める権利を行使することができる。

- ア 11に定める行為が取り消された場合 当該行為が受益者に対する詐害行為取消権の行使によって取り消されたとすれば11によって生ずべき受益者の債務者に対する反対給付の返還請求権又はその価額の償還請求権
- イ 12に定める行為が取り消された場合（5による取消しの

返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡しを求めるときは、受益者に対してその支払又は引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをする義務を免れる。

2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により受益者又は転得者に対して価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

### 第三目 詐害行為取消権の行使の効果

(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)

第四百二十五条 詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

(債務者の受けた反対給付に関する受益者の権利)

第四百二十五条の二 債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還

を求めるときは、受益者又は転得者に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、受益者又は転得者は、債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、債務者に対してその支払又は引渡しをする義務を免れる。

(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段により価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。

第16、10

1又は6の取消しの請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する。

第16、11

債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、当該財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者が当該反対給付の返還をすることが困難であると

(被告及び訴訟告知)

第四百二十四条の七 詐害行為取消請求に係る訴えについては、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を被告とする。

一 受益者に対する詐害行為取消請求に係る訴え 受益者

二 転得者に対する詐害行為取消請求に係る訴え その詐害行為取消請求の相手方である転得者

2 債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

(詐害行為の取消しの範囲)

第四百二十四条の八 債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる。

2 債権者が第四百二十四条の六第一項後段又は第二項後段の規定により価額の償還を請求する場合についても、前項と同様とする。

(債権者への支払又は引渡し等)

第四百二十四条の九 債権者は、第四百二十四条の六第一項前段又は第二項前段の規定により受益者又は転得者に対して財産の

第16、7

(3) 1の請求に係る訴えについては、受益者を被告とし、6の請求に係る訴えについては、当該請求の相手方である転得者を被告とする。

(4) 債権者は、1又は6の請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

第16、8

(1) 債権者は、1又は6の取消しの請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、当該行為の取消しを請求することができる。

(2) 債権者が7(1)後段又は(2)後段により価額の償還を請求する場合についても、(1)と同様とする。

第16、9

(1) 債権者は、7(1)前段又は(2)前段により財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払又は動産の引渡し

一 その転得者が受益者から転得した者である場合、その転得者が、転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知っていたとき。

二 その転得者が他の転得者から転得した者である場合、その転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を害することを知らなかったとき。

## 第二目 詐害行為取消権の行使の方法等

### (財産の返還又は価額の償還の請求)

第四百二十四条の六 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

2 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる。

(1) 当該転得者が受益者から転得した者である場合、当該転得者が、その転得の当時、債務者がした行為について債権者を害することを知っていたとき。

(2) 当該転得者が他の転得者から転得した者である場合、当該転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為について債権者を害することを知らなかったとき。

### 第16、7

(1) 債権者は、1の請求において、債務者がした行為の取消しとともに、当該行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。

(2) 債権者は、6の請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者が当該財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、価額の償還を請求することができる。

にかかわらず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とは通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

(過大な代物弁済等の特則)

第四百二十四条の四 債務者がした債務の消滅に関する行為であつて、受益者の受けた給付の価額がその行為によつて消滅した債務の額より過大であるものについて、第四百二十四条に規定する要件に該当するときは、債権者は、前条第一項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、詐害行為取消請求をすることができる。

(転得者に対する詐害行為取消請求)

第四百二十四条の五 債権者は、受益者に対して詐害行為取消請求をすることができる場合において、受益者に移転した財産を転得した者があるときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場合に限り、その転得者に対しても、詐害行為取消請求をすることができる。

、当該行為について、1の取消しの請求をすることができる。

ア 当該行為が、債務者が支払不能になる前30日以内に行われたものであること。

イ 当該行為が、債務者と受益者とは通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

第16、5

債務者がした債務の消滅に関する行為であつて、受益者の受けた給付の価額が当該行為によつて消滅した債務の額より過大であるものについて、1の要件に該当するときは、債権者は、4(1)にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分については、1の取消しの請求をすることができる。

第16、6

債権者は、受益者に対して1の取消しの請求をすることができる場合において、債務者がした行為によつて受益者に移転した財産を転得した者があるときは、当該転得者に対し、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ当該(1)又は(2)に定める場合に限り、債務者がした行為の取消しを裁判所に請求することができる。

いて「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

二 債務者が、その行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

三 受益者が、その行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

（特定の債権者に対する担保の供与等の特則）

第四百二十四条の三 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第一号において同じ。）の時に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

2 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、同項の規定

いて「隠匿等の処分」という。）をするおそれを現に生じさせるものであること。

(2) 債務者が、当該行為の当時、対価として取得した金銭その他の財産について、隠匿等の処分をする意思を有していたこと。

(3) 受益者が、当該行為の当時、債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていたこと。

**第16、4**

(1) 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、1の取消しの請求をすることができる。

ア 当該行為が、債務者が支払不能（債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。以下この4において同じ。）の時に行われたものであること。

イ 当該行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

(2) (1)に定める行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないものである場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、債権者は、(1)にかかわらず

を知らなかったときは、この限りでない。

2 前項の規定は、財産権を目的としない行為については、適用しない。

3 債権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求（以下この款において「詐害行為取消請求」という。）をすることができる。

4 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、詐害行為取消請求をすることができない。

（相当の対価を得てした財産の処分行為の特則）

第四百二十四条の二 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（以下この条にお

きは、この限りでない。

第16、2

(1) 1は、財産権を目的としない行為については、適用しない。

(2) 債権者は、その債権が1の行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、1の取消しの請求をすることができる。

(3) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、1の取消しの請求をすることができない。

第16、3

債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、当該行為について、1の取消しの請求をすることができる。

(1) 当該行為が、不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、債務者において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分（以下この3にお

(訴えによる代位行使の場合の訴訟告知)

第四百二十三条の六 債権者は、訴えにより被代位権利を行使したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

(登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権)

第四百二十三条の七 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、前三条の規定を準用する。

### 第三款 詐害行為取消権

#### 第一目 詐害行為取消権の要件

(詐害行為取消請求)

第四百二十四条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この款において「受益者」という。)がその行為の時に<sup>(1)</sup>債権者を害すること

第15、7

債権者は、1により訴えをもって債務者に属する権利を行使したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない。

第15、8

登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきことを請求する権利を行使しないときは、譲渡人に属する当該権利を行使することができる。この場合においては、5から7までを準用する。

第16、1

債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この第16において「受益者」という。)がその行為の時に<sup>(2)</sup>債権者を害することを知らなかったと

いて、被代位権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。

(債権者への支払又は引渡し等)

第四百二十三条の三 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。

(相手方の抗弁)

第四百二十三条の四 債権者が被代位権利を行使したときは、相手方は、債権者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

(債務者の取立てその他の処分の権限等)

第四百二十三条の五 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債権者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、被代位権利について、債権者に対して履行をすることを妨げられない。

て、当該権利の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、当該権利を行使することができる。

第15、4

債権者は、1により債務者に属する権利を行使する場合において、当該権利が金銭の支払又は動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対してすることを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡しをしたときは、当該権利は、これによって消滅する。

第15、5

債権者が1により債務者に属する権利を行使したときは、相手方は、債権者に対して主張することができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる。

第15、6

債権者が1により債務者に属する権利を行使した場合であっても、債権者は、当該権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、相手方も、当該権利について、債権者に対して履行をすることを妨げられない。

のと同じ原因により債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。

## 第二款 債権者代位権

### (債権者代位権の要件)

第四百二十三条 債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利（以下この款において「被代位権利」という。）を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。

2 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、被代位権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

3 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない。

### (代位行使の範囲)

第四百二十三条の二 債権者は、被代位権利を行使する場合にお

債務の目的物の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度で、債務者に対し、当該権利の移転又は当該利益の償還を請求することができる。

### 第15、1

債権者は、自己の債権を保全するため必要があるときは、債務者に属する権利を行使することができる。ただし、債務者の一身に専属する権利及び差押えを禁じられた権利は、この限りでない。

### 第15、2

(1) 債権者は、その債権の期限が到来しない間は、1の権利を行使することができない。ただし、保存行為は、この限りでない。

(2) 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、1の権利を行使することができない。

### 第15、3

債権者は、1により債務者に属する権利を行使する場合におい

控除するときも、前項と同様とする。

(過失相殺)

第四百十八条 債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

(金銭債務の特則)

第四百十九条 金銭の給付を目的とする債務(第六百二十二条の二において「金銭債務」という。)の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2・3 (略)

(賠償額の予定)

第四百二十条 当事者は、債務の不履行について損害賠償の額を予定することができる。

2・3 (略)

(代償請求権)

第四百二十二条の二 債務者が、その債務の履行が不能となった

第11、7

債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大に関して債権者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の責任及びその額を定める。

第9、2

金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、当該債務につき債務者が遅滞の責任を負った時の法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、その約定利率による。

第11、8

民法第420条第1項後段を削除するものとする。

第11、5

債務の履行が不能となったのと同じの原因により債務者がその

- 一 債務の履行が不能であるとき。
- 二 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 債務が契約によつて生じたものである場合において、その契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(損害賠償の範囲)

- 第四百十六條 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによつて通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。
- 2 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見すべきであつたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

(中間利息の控除)

- 第四百十七條の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

- 2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を

- (1) 債務の履行が不能であるとき。
- (2) 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務が契約によつて生じたものである場合において、当該契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

第11、6

- (1) 債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによつて通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。(民法第416条第1項と同文)
- (2) 特別の事情によつて生じた損害であつても、当事者がその事情を予見すべきであつたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

第9、3

- 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、損害賠償の請求権が生じた時の法定利率によつてこれをしなければならぬ。

仮案なし

※費用についての規律を追加

(履行の強制)

第四百十四条 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

2 (削る)

3 (削る)

2 前項の規定は、損害賠償の請求を妨げない。

(債務不履行による損害賠償)

第四百十五条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合に、債権者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

第10、2

(1) 債務者が任意に債務の履行をしないときは、債権者は、民事執行法その他強制執行の手続に関する法令の規定に従い、直接強制、代替執行、間接強制その他の方法による履行の強制を裁判所に請求することができる。ただし、債務の性質がこれを許さないときは、この限りでない。

(2) 民法第414条第2項及び第3項を削除するものとする。

仮案なし

※第四百十四条第二項・第三項の削除に伴う改正

第11、1

債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が、契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

第11、2

1 により損害賠償の請求をすることができる場合に、次のいずれかに該当するときは、債権者は、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

けることができないう場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存すれば足りる。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことよって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

(履行遅滞中又は受領遅滞中の履行不能と帰責事由)

第四百十三条の二 債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由よってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

2 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由よってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

きない場合において、その債務の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、履行の提供があった時からその物の引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同一の注意をもって、その物を保存しなければならない。

第14、3

債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができないことよって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担とする。

第11、4

債務者がその債務について遅滞の責任を負っている間に当事者双方の責めに帰することができない事由よってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債務者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

第14、4

債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることができない場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由よって債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなす。

(履行期と履行遅滞)

第四百十二条 (略)

2 債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。

3 (略)

(履行不能)

第四百十二条の二 債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

2 契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第四百十五条の規定によりその履行の不能によつて生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

(受領遅滞による保存義務の軽減等)

第四百十三条 債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受

第11、3

債務の履行について不確定期限があるときは、債務者は、その期限の到来した後に履行の請求を受けた時又はその期限の到来したことを知った時のいずれか早い時から遅滞の責任を負う。

第10、1

債務の履行が契約その他の当該債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない。

第26、2

契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第11に従つてその債務の履行が不能であることによつて生じた損害の賠償を請求することを妨げない。

第14、1

民法第413条を削除するものとする。

第14、2

債権者が債務の履行を受けることを拒み、又は受けることがで

「当期」という。)における「基準割合」と当期における「基準割合」との差に相当する割合(その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

4 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の六年前の年の1月から前年の十二月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が一年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を六十で除して計算した割合(その割合に0・1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示するものをいう。

(不能による選択債権の特定)

第四百十条 債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

## 第二節 債権の効力

### 第一款 債務不履行の責任等

正法の施行時の期。以下この(4)において「直近変更期」という。 )の「基準割合」と当期の「基準割合」との差に相当する割合(当該割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を直近変更期の法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

(5) (4)の「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の「6年前の年の5月から前年の4月まで」の各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け(貸付期間が1年未満のものに限る。)に係る利率の平均をいう。)の合計を60で除して計算した割合(当該割合に0・1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)として法務大臣が告示する割合をいう。

第8、2

債権の目的である給付の中に不能のものがある場合において、その不能が選択権を有する者の過失によるものであるときは、債権は、その残存するものについて存在する。

### 第三編 債権

#### 第一章 総則

##### 第一節 債権の目的

(特定物の引渡しの場合の注意義務)

第四百条 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

(法定利率)

第四百四条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、法務省令で定めるところにより、三年を一期とし、一期ごとに、次項に規定する方法により定まるものとする。ただし、同項の規定により法定利率に初めて変動があるまでの各期における法定利率は、年三パーセントとする。

3 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変

第8、1

債権の目的が特定物の引渡しであるときは、債務者は、その引渡しをするまで、契約その他の当該債権の発生原因及び取引上の社会通念に照らして定まる善良な管理者の注意をもって、その物を保存しなければならない。

第9、1

(1) 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、当該利息が生じた最初の時点における法定利率による。

(2) 法定利率は、年三パーセントとする。

(3) (2)にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年ごとに、3年を一期として(4)の規定により変更される。

(4) 各期の法定利率は、この(4)の規定により法定利率に変更があった期のうち直近のもの（当該変更がない場合にあっては、改

(根抵当権の被担保債権の範囲)

第三百九十八条の三 (略)

2 債務者との取引によらないで取得する手形上若しくは小切手上の請求権又は電子記録債権を根抵当権の担保すべき債権とした場合において、次に掲げる事由があったときは、その前に取得したものについてのみ、その根抵当権を行使することができない。ただし、その後取得したものであっても、その事由を知らずらいで取得したものについては、これを行使することを妨げない。

一～三 (略)

(根抵当権の被担保債権の譲渡等)

第三百九十八条の七 (略)

2 (略)

3 元本の確定前に免責的債務引受があった場合における債権者は、第四百七十二条の四第一項の規定にかかわらず、根抵当権を引受人が負担する債務に移すことができない。

4 元本の確定前に債権者の交替による更改があった場合における更改前の債権者は、第五百十八条第一項の規定にかかわらず、根抵当権を更改後の債務に移すことができない。元本の確定前に債務者の交替による更改があった場合における債権者も、同様とする。

仮案なし

※電子記録債権を付加

仮案なし

※新第四百七十二条の四の新設に伴う新設

仮案なし

※第三百九十八条の七第三項を第四項に移動

※現第五百十八条の改正に伴う改正

## 第一節 総則

### (抵当権の効力の及ぶ範囲)

第三百七十条 抵当権は、抵当地の上に存する建物を除き、その目的である不動産（以下「抵当不動産」という。）に付加して一体となつている物に及ぶ。ただし、設定行為に別段の定めがある場合及び債務者の行為について第四百二十四条第三項に規定する詐害行為取消請求をすることができる場合は、この限りでない。

## 第四節 根抵当

### (根抵当権)

第三百九十八条の二 (略)

2 (略)

3 特定の原因に基づいて債務者との間に継続して生ずる債権、手形上若しくは小切手上的請求権又は電子記録債権（電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権をいう。次条第二項において同じ。）は、前項の規定にかかわらず、根抵当権の担保すべき債権とすることができる。

仮案なし

※現第四百二十四条の改正に伴う改正

仮案なし

※電子記録債権を付加

(設定行為に別段の定めがある場合等)

第三百五十九条 前三条の規定は、設定行為に別段の定めがあるとき、又は担保不動産収益執行（民事執行法第八十条第二号に規定する担保不動産収益執行をいう。以下同じ。）の開始があつたときは、適用しない。

#### 第四節 権利質

#### 第三百六十三条 削除

(債権を目的とする質権の對抗要件)

第三百六十四条 債権を目的とする質権の設定（現に発生していない債権を目的とするものを含む。）は、第四百六十七条の規定に従い、第三債務者にその質権の設定を通知し、又は第三債務者がこれを承諾しなければ、これをもって第三債務者その他の第三者に対抗することができない。

#### 第三百六十五条 削除

#### 第十章 抵当権

仮案なし

※民事執行法の法律番号を削る（新第四百四十八条第一項第三号へ移動）。

第20、1

(3) 民法第363条を削除するものとする。

仮案なし

※指名債権を債権に改め、将来債権に関する規律を付加

第20、1

(3) 民法第365条を削除するものとする。

(地役権の消滅時効)

第二百九十一条 第六十六条第二項に規定する消滅時効の期間は、継続的でなく行使される地役権については最後の行使の時から起算し、継続的に行使される地役権についてはその行使を妨げる事実が生じた時から起算する。

第二百九十二条 要役地が数人の共有に属する場合において、その一人のために時効の完成猶予又は更新があるときは、その完成猶予又は更新は、他の共有者のためにも、その効力を生ずる。

## 第八章 先取特権

### 第二節 先取特権の種類

#### 第二款 動産の先取特権

第三百十六条 賃貸人は、第六百二十二条の二第一項に規定する敷金を受け取っている場合には、その敷金で弁済を受けない債権の部分についてのみ先取特権を有する。

## 第九章 質権

### 第三節 不動産質権

仮案なし

※第六十七条第二項を第六十六条第二項に移動

仮案なし

※中断又は停止を完成猶予又は更新に改める。

仮案なし

※第六百二十二条の二の新設に伴う改正

- 2 定期金の債権者は、時効の更新の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(判決で確定した権利の消滅時効)

第六十九条 確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであつても、その時効期間は、十年とする。

- 2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

第七十条から第七十四条まで 削除

## 第二編 物権

### 第六章 地役権

第二百八十四条 (略)

- 2 共有者に対する時効の更新は、地役権を行使する各共有者に対してしなければ、その効力を生じない。

- 3 地役権を行使する共有者が数人ある場合には、その一人について時効の完成猶予の事由があつても、時効は、各共有者のために進行する。

- (2) 民法第168条第1項後段を削除するものとする。

仮案なし

※中斷を更新に改める。

第7、2

- (3) 民法第169条を削除するものとする。

仮案なし

※現第七十四条の二に相当するもの。

第7、3

民法第170条から第174条までを削除するものとする。

仮案なし

※中斷を更新に改める。

仮案なし

※停止の原因を完成猶予の事由に改める。

- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。
- 2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から二十年間行使しないときは、時効によって消滅する。
- 3 前二項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

(人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効)

第百六十七条 人の生命又は身体への侵害による損害賠償請求権の消滅時効については前条第一項第二号の規定の適用については、同号中「十年間」とあるのは、「二十年間」とする。

(定期金債権の消滅時効)

第百六十八条 定期金の債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から十年間行使しないとき。
- 二 前号に規定する各債権を行使することができる時から二十年間行使しないとき。

- (2) 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

仮案なし

※現第百六十七条第二項に相当するもの。

仮案なし

※第百六十六条第二項に相当するもの。

第7、5

人の生命又は身体への侵害による損害賠償の請求権について、次のような規律を設けるものとする。

- (2) 1(2)に規定する時効期間を20年間とする。

第7、2

(1) 定期金の債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅する。

- ア 債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しないとき。
- イ アの各債権を行使することができる時から20年間行使しないとき。

第百五十八条 (略)

(夫婦間の権利の時効の完成猶予)

第百五十九条 (略)

(相続財産に関する時効の完成猶予)

第百六十条 (略)

(天災等による時効の完成猶予)

第百六十一条 時効の期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため第百四十七条第一項各号又は第百四十八条第一項各号に掲げる事由に係る手続を行うことができな~~い~~ときは、その障害が消滅した時から三箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

### 第三節 消滅時効

(債権等の消滅時効)

第百六十六条 債権は、次に掲げる場合には、時効によつて消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。

※停止を完成猶予に改める。

仮案なし

※停止を完成猶予に改める。

仮案なし

※停止を完成猶予に改める。

第7、6

(7) 時効期間の満了の時に当たり、天災その他避けることのできない事変のため(1)アの(ア)から(エ)まで及び(2)アの(ア)から(エ)までに掲げる手続を行うことができな~~い~~ときは、その障害が消滅した時から3箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第7、1

債権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によつて消滅する。

- (1) 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。

行為能力の制限を受けていないこと又は権限があることを要しない。

(時効の完成猶予又は更新の効力が及ぶ者の範囲)

第一百五十三条 第四百七条及び第四百八条の規定による時効の完成猶予又は更新は、完成猶予又は更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

2 第四百九条から第五十一条までの規定による時効の完成猶予は、完成猶予の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

3 前条の規定による時効の更新は、更新の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

第一百五十四条 第四百八条第一項各号又は第四百九条各号に掲げる事由に係る手続は、時効の利益を受ける者に対してしな  
いときは、その者に通知をした後でなければ、第四百八条又は第四百九条の規定による時効の完成猶予又は更新の効力を生じない。

第一百五十五条から第五十七条まで 削除

(未成年者又は成年被後見人と時効の完成猶予)

為能力又は権限があることを要しない。

仮案なし

※現第四百八条に相当するもの。

第7、6

(4) (2)アの(イ)から(エ)まで及び(3)に掲げる事由は、時効の利益を受ける者に対してしな  
いときは、その者に通知をした後でなければ、(2)ア及び(3)の規定による時効の完成猶予並びに(2)イの規定による時効の更新の効力を生じない。

仮案なし

仮案なし

過した時

2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて五年を超えることができない。

3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第一項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4 第一項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前三項の規定を適用する。

5 前項の規定は、第一項第三号の通知について準用する。

（承認による時効の更新）

第五百五十二条 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

2 前項の承認をするには、相手方の権利についての処分につき

ウ 当事者は、アの規定によって時効の完成が猶予されている間に、改めてアの合意をすることができる。ただし、アの規定によって時効の完成が猶予されなかったとすれば時効期間が満了すべき時から通じて5年を超えることができない。

エ 催告によって時効の完成が猶予されている間に行われた上記アの合意は、時効の完成猶予の効力を有しない。上記アの規定によって時効の完成が猶予されている間に行われた催告についても、同様とする。

イ アの合意又は通知がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）によってされたときは、その合意又は通知は、書面によってされたものとみなす。

第7、6(5)

ア 時効は、権利の承認があったときは、その時から新たにその進行を始める。

イ アの承認をするには、相手方の権利についての処分につき行

(仮差押え等による時効の完成猶予)

第四百十九条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

- 一 仮差押え
- 二 仮処分

(催告による時効の完成猶予)

第五十条 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

2 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた再度の催告は、前項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

(協議を行う旨の合意による時効の完成猶予)

第五十一条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- 一 その合意があった時から一年を経過した時
- 二 その合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時
- 三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から六箇月を経

第7、6

(3) 仮差押え又は仮処分があったときは、当該事由が終了した時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

第7、6(6)

ア 催告があったときは、その時から六箇月を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

イ 催告によって時効の完成が猶予されている間に行われた再度の催告は、アの規定による時効の完成猶予の効力を有しない。

第7、6(8)

ア 当事者間で権利に関する協議を行う旨の書面による合意があったときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- (7) 上記合意があった時から一年を経過した時
- (4) 上記合意において当事者が協議を行う期間（一年に満たないものに限る。）を定めたときは、その期間を経過した時
- (ウ) 当事者の一方が相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の書面による通知をした時から六箇月を経過した時

有するものによって権利が確定したときは、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

(強制執行等による時効の完成猶予及び更新)

第四百八十八条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する(申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消し)によってその事由が終了した場合にあっては、その終了の時から六箇月を経過する)までの間は、時効は、完成しない。

一 強制執行

二 担保権の実行

三 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第九十五条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

四 民事執行法第九十六条に規定する財産開示手続

2 前項の場合には、時効は、同項各号に掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。ただし、申立ての取下げ又は法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合は、この限りでない。

するものによって権利が確定したときは、時効は、当該アの(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した時から新たにその進行を始める。

第7、6(2)

ア 次の(ア)から(エ)までに掲げる事由のいずれかがある場合には、当該(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した時(権利者が申立てを取り下げた場合又は当該(ア)から(エ)までに掲げる事由が法律の規定に従わないことにより取り消された場合)にあっては、その時から六箇月を経過した時)までの間は、時効は、完成しない。

(ア) 強制執行

(イ) 担保権の実行

(ウ) 民事執行法(昭和54年法律第4号)第195条に規定する担保権の実行としての競売の例による競売

(エ) 民事執行法第196条に規定する財産開示手続

イ アの場合には、時効は、当該アの(ア)から(エ)までに掲げる事由が終了した時から、新たにその進行を始める。ただし、権利者が申立てを取り下げた場合又は当該アの(ア)から(エ)までに掲げる事由が法律の規定に従わないことにより取り消された場合は、この限りでない。

## 第一節 総則

### (時効の援用)

第四百四十五条 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによつて裁判をすることができない。

### (裁判上の請求等による時効の完成猶予及び更新)

第四百四十七条 次に掲げる事由がある場合には、その事由が終了する（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて権利が確定することなくその事由が終了した場合にあつては、その終了の時から六箇月を経過する）までの間は、時効は、完成しない。

#### 一 裁判上の請求

#### 二 支払督促

三 民事訴訟法第二百七十五条第一項の和解又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）若しくは家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）による調停

#### 四 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

2 前項の場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を

### 第7、7

時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによつて裁判をすることができない。

### 第7、6(1)

ア 次の(イ)から(エ)までに掲げる事由のいずれかがある場合には、当該(イ)から(エ)までに掲げる事由が終了した時（確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによつて権利が確定することなく当該(イ)から(エ)までに掲げる事由が終了した場合にあつては、その終了の時から六箇月を経過した時）までの間は、時効は、完成しない。

#### (ア) 裁判上の請求

#### (イ) 支払督促

(ウ) 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条第一項の和解又は民事調停法（昭和26年法律第222号）若しくは家事事件手続法（平成23年法律第52号）による調停

#### (エ) 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加

イ アの場合において、確定判決又は確定判決と同一の効力を有

(条件の成就の妨害等)

第三百三十条 (略)

2 条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

(期限の到来の効果)

第三百三十五条 法律行為に請求始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

2 法律行為に効力始期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に生ずる。

3 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

(効力始期の期限未到来の間における取扱い)

第三百三十七条の二 第二百二十八条及び第二百二十九条の規定は、効力始期について準用する。

第七章 時効

第6、2

条件が成就することによって利益を受ける当事者が不正にその条件の成就を実現させたときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

第6、1

(2) 法律行為に請求始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することができない。

第6、1(1)

ア 法律行為に効力始期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時から生ずる。

仮案なし

※第三百三十五条第二項を第三項に移動

第6、1(1)

イ 民法第128条及び第129条の規定は、効力始期について準用する。

する者が追認したときは、以後、取り消すことができない。

(追認の要件)

第二百二十四条 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。

一 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

二 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

(法定追認)

第二百二十五条 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があったときは、追認をしたものとみなす。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

一～六 (略)

第五節 条件及び期限

第5、3

(1) 取り消すことができる行為の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。

(2) 次のいずれかに該当するときは、(1)の追認は、取消しの原因となっていた状況が消滅した後にすることを要しない。

ア 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が追認をするとき。

イ 制限行為能力者（成年被後見人を除く。）が法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得て追認をするとき。

仮案なし

※「前条の規定により」を削る。

(取消しの効果)

第二百一十一条 取り消された行為は、初めから無効であったものとみなす。

(原状回復の義務)

第二百一十一条の二 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること(給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること)を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3 第一項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。制限行為能力者についても、同様とする。

(取り消すことができる行為の追認)

第二百二十二条 取り消すことができる行為は、第二百十条に規定

仮案なし

※現第二百一十一条ただし書を新第二百一十一条の二第三項後段に移動

第5、1

(1) 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

(2) (1)にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること(給付を受けた後に民法第121条本文の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること)を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

(3) (1)にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

第5、2

民法第122条ただし書を削除するものとする。

選択に従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。

二 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。

三 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき。

#### 第四節 無効及び取消し

##### (取消権者)

第二百二十条 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、制限行為能力者（他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあつては、当該他の制限行為能力者を含む。）又はその代理人、承継人若しくは同意をすることができる者に限り、取り消すことができる。

2 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、瑕疵ある意思表示をした者又はその代理人若しくは承継人に限り、取り消すことができる。

従い、相手方に対して履行又は損害賠償の責任を負う。

(2) (1)は、次のいずれかに該当するときは、適用しない。

ア 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき。

イ 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によって知らなかったとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。

ウ 他人の代理人として契約をした者が行為能力を有しなかったとき。

##### 第4、3（注2）

民法第120条第1項に次の規律を加えるものとする。制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は、当該他の制限行為能力者又はその承継人も、取り消すことができる。

##### 仮案なし

※第九十五条の改正に伴う改正

(権限外の行為の表見代理)

第一百十條 前條第一項本文の規定は、代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信ずべき正当な理由があるときにについて準用する。

(代理権消滅後の表見代理等)

第一百十二條 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

2 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

(無権代理人の責任)

第一百十七條 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の

仮案なし

第4、8

(1) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかった第三者に対してその責任を負う。ただし、第三者が過失によってその事実を知らなかったときは、この限りでない。

(2) 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後に、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば(1)によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその他人の代理権があると信ずべき正当な理由があるときに限り、当該行為について、その責任を負う。

第4、9

(1) 他人の代理人として契約をした者は、自己の代理権を証明したとき、又は本人の追認を得たときを除き、相手方の選択に

は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

(代理権授与の表示による表見代理等)

第九九条 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば前項の規定によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその行為についてその他人の代理権があると思すべき正当な理由があるときに限り、その行為についての責任を負う。

者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

(2) (1) 本文に定めるもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

第4、7

(1) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間でした行為について、その責任を負う。ただし、第三者が、その他人が代理権を与えられていないことを知り、又は過失によって知らなかったときは、この限りでない。(民法第109条と同文)

(2) 第三者に対して他人に代理権を与えた旨を表示した者は、その代理権の範囲内においてその他人が第三者との間で行為をしたとすれば(1)によりその責任を負うべき場合において、その他人が第三者との間でその代理権の範囲外の行為をしたときは、第三者がその他人の代理権があると思すべき正当な理由があるときに限り、当該行為について、その責任を負う。

の制限によっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

(法定代理人による復代理人の選任)

第百五条 法定代理人は、自己の責任で復代理人を選任することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときは、本人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

(復代理人の権限等)

第百六条 (略)

2 復代理人は、本人及び第三者に対して、その権限の範囲内において、代理人と同一の権利を有し、義務を負う。

(代理権の濫用)

第百七条 代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方がその目的を知り、又は知ることができたときは、その行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

(自己契約及び双方代理等)

第百八条 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又

よっては取り消すことができない。ただし、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為については、この限りでない。

第4、4

民法第105条を削除するものとする。

仮案なし

※現第百六条を新第百五条に移動

仮案なし

※現第百七条を新第百六条に移動

第4、6

代理人が自己又は第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為をした場合において、相手方が当該目的を知り、又は知ることができたときは、当該行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。

第4、5

(1) 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事

### 第三節 代理

#### (代理行為の瑕疵)

第百一条 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、錯誤、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことよって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

2 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことよって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

3 特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

#### (代理人の行為能力)

第百二条 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力

と同文)

#### 第4、1

(1) 代理人が相手方に対してした意思表示の効力が意思の不存在、詐欺、強迫又はある事情を知っていたこと若しくは知らなかったことにつき過失があったことよって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

(2) 相手方が代理人に対してした意思表示の効力が、意思表示を受けた者がある事情を知っていたこと又は知らなかったことにつき過失があったことよって影響を受けるべき場合には、その事実の有無は、代理人について決するものとする。

#### 第4、2

特定の法律行為をすることを委託された代理人がその行為をしたときは、本人は、自ら知っていた事情について代理人が知らなかったことを主張することができない。本人が過失によって知らなかった事情についても、同様とする。

#### 第4、3

制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限に

かつ過失がない第三者に対抗することができない。

(意思表示の効力発生時期等)

第九十七条 意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

3 意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

(意思表示の受領能力)

第九十八条の二 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しなかつたとき又は未成年者若しくは成年被後見人であつたときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、次に掲げる者がその意思表示を知った後は、この限りでない。

一 相手方の法定代理人

二 意思能力を回復し、又は行為能力者となつた相手方

過失がない第三者に対抗することができない。

第3、4

(1) 相手方に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

(2) 相手方が正当な理由なく意思表示の通知が到達することを妨げたときは、その意思表示の通知は、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

(3) 意思表示は、表意者が通知を發した後に死亡し、意思能力を喪失し、又は行為能力の制限を受けたときであっても、そのためにその効力を妨げられない。

第3、5

(1) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に意思能力を有しない状態であつたときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知つた後又は意思能力を回復した相手方がその意思表示を知つた後は、この限りでない。

(2) 意思表示の相手方がその意思表示を受けた時に未成年者又は成年被後見人であつたときは、その意思表示をもってその相手方に対抗することができない。ただし、その法定代理人がその意思表示を知つた後は、この限りでない。(民法第98条の2

- 一 意思表示に対応する意思を欠く錯誤
  - 二 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤
- 2 前項第二号の規定による意思表示の取消しは、その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができる。
  - 3 錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次に掲げる場合を除き、第一項の規定による意思表示の取消しをすることができない。
    - 一 相手方が表意者に錯誤があることを知り、又は重大な過失によつて知らなかつたとき。
    - 二 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
  - 4 第一項の規定による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。
- (詐欺又は強迫)
- 第九十六条 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。
- 2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
  - 3 前二項の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意で

- ア 意思表示に対応する意思を欠くもの
  - イ 表意者が法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反するもの
- (2) (1)の錯誤による意思表示の取消しは、当該事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていたときに限り、することができない。
  - (3) (1)の錯誤が表意者の重大な過失によるものであった場合には、次のいずれかに該当するときに除き、(1)による意思表示の取消しをすることができない。
    - ア 相手方が、(1)の錯誤があることを知り、又は知らなかつたことについて重大な過失があるとき。
    - イ 相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき。
  - (4) (1)による錯誤による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。
- 第3、3**
- (1) 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる。(民法第96条第1項と同文)
- (2) 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。
  - (3) (1)又は(2)による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ

## 第五章 法律行為

### 第一節 総則

#### (公序良俗)

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

### 第二節 意思表示

#### (心裡留保)

第九十三条 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

2 前項ただし書の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

#### (錯誤)

第九十五条 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであつて、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

**第1**  
公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

**第3、1**  
(1) 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであつても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が、その意思表示が表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その意思表示は、無効とする。

(2) (1)による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

**第3、2**  
(1) 意思表示は、次のいずれかの錯誤に基づくものであつて、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、取り消すことができる。

人をいう。以下同じ。）の法定代理人としてすること。

2～4 (略)

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第二十条 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者（行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。）となった後、その者に対し、一箇月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす。

2～4 (略)

#### 第四章 物

(不動産及び動産)

第八十六条 (略)

2 (略)

3 (削る)

〔仮案なし〕

※制限行為能力者の定義を削る（第十三条第一項第十号へ移動）。

第20、4

民法第86条第3項を削除するものとする。

第五款 定型約款【P】

第七節 賃貸借

第三款 賃貸借の終了（第六百十六條の二―第六百二十二條）

第四款 敷金（第六百二十二條の二）

第五章 不法行為（第七百九條―第七百二十四條の二）

第一編 総則

第二章 人

第二節 意思能力

第三條の二 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかつたときは、その法律行為は、無効とする。

第三節 行為能力

（保佐人の同意を要する行為等）

第十三條 （略）

一〇九 （略）

十 前各号に掲げる行為を制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第十七條第一項の審判を受けた被補助

第2

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しないと  
きは、その法律行為は、無効とする。

第4、3（注1）

民法第13條第1項に掲げる行為を制限行為能力者の法定代理人としてすること。

---

第四節	債権の譲渡（第四百六十六条―第四百六十九条）
第五節	債務の引受け
第一款	併存的債務引受（第四百七十条・第四百七十一条）
第二款	免責的債務引受（第四百七十二條―第四百七十二條の四）
第六節	債権の消滅
第一款	弁済
第一目	総則（第四百七十三条―第四百九十三条）
第二款	相殺（第四百九十五条―第四百九十五条の二）
第五款	混同（第四百九十二条）
第七節	有価証券
第一款	指図証券（第四百二十条の二―第四百二十条の十二）
第二款	記名式所持人払証券（第四百二十条の十三―第四百二十条の十八）
第三款	その他の記名証券（第四百二十条の十九）
第四款	無記名証券（第四百二十条の二十）
第二章	契約
第一節	総則
第三款	契約上の地位の移転（第四百三十九条の二）
第四款	契約の解除（第四百四十条―第四百四十八条）

---

---

十二条の二)

第二款 債権者代位権（第四百二十三条―第四百二十三条の七）

第三款 詐害行為取消権

第一目 詐害行為取消権の要件（第四百二十四条―第四百二十四条の五）

第二目 詐害行為取消権の行使の方法等（第四百二十四条の六―第四百二十四条の九）

第三目 詐害行為取消権の行使の効果（第四百二十五条―第四百二十五条の四）

第四目 詐害行為取消権の期間の制限（第四百二十六条）

第三節 多数当事者の債権及び債務

第三款 連帯債権（第四百三十二条―第四百三十五条の二）

第四款 連帯債務（第四百三十六条―第四百四十五条）

第五款 保証債務

第一目 総則（第四百四十六条―第四百六十五条）

第二目 個人根保証契約（第四百六十五条の二―第四百六十五条の五）

第三目 事業に係る債務についての保証契約の特則（第四百六十五条の六―第四百六十五条の十）

---

○ 検討中の改正条文案（この部会資料の作成時のもの）と要綱仮案との対照表

検討中の改正条文案	要綱仮案
<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第二章 人</p> <p>第二節 意思能力（第三条の二）</p> <p>第三節 行為能力（第四条―第二十一条）</p> <p>第四節 住所（第二十二条―第二十四条）</p> <p>第五節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告（第二十五条―第三十二条）</p> <p>第六節 同時死亡の推定（第三十二条の二）</p> <p>第五章 法律行為</p> <p>第五節 条件及び期限（第二百二十七条―第三百三十七条の二）</p> <p>第七章 時効</p> <p>第三節 消滅時効（第六十六条―第七十四条）</p> <p>第三編 債権</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二節 債権の効力</p> <p>第一款 債務不履行の責任等（第四百十二条―第四百二</p>	